

議 事 日 程 (第 5 号)

令和4年9月15日(木曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第 1 ※決算審査特別委員会

- 議第63号 令和3年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 1号 令和3年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
- 認第 2号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 3号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 4号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 5号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 6号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第 7号 令和3年度遊佐町水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	佐藤光弥君	企画課長補佐	荒木茂君
産業課長兼 農委事務局長	舘内ひろみ君	地域生活課長	太田智光君
健康福祉課長	池田久君	町民課長	後藤夕貴君
会計管理者	伊藤治樹君	教育長	土門敦君
教育委員会	菅原三恵子君	農業委員会会長	伊原ひとみ君
教育課長		代理	
選挙管理委員会 委員長	石垣ヒロ子君	代表監査委員	本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海広行 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

決算審査特別委員会

委員長（齋藤 武君） おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（齋藤 武君） 9月9日の本会議において、決算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、渡会企画課長が所用のため欠席、荒木企画課長補佐が出席、また農業委員会、佐藤充会長が所用のため欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、そのほか町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、認第1号 令和3年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第2号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第4号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、

認第5号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第6号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第7号 令和3年度遊佐町水道事業会計決算、以上7件であります。

お諮りいたします。以上7件を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(齋藤 武君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。

また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) おはようございます。このところ台風が立て続けにやってきておりまして、今回の台風14号、何か右折してこちらのほうにやってきそうな雰囲気であります。せっかくここまで順調にいろいろなものが育ってきておりますので、台風被害が出ないことを祈るところでございます。それでは、私のほうから決算ということで質疑させていただきたいと思います。

令和3年度の決算については、おおむね本当にいい数字が出ているなというふうに感じています。コロナで、令和2年度もそうだったのですが、令和2年度ほどではないにしても、やはりそのコロナの影響で事業費の執行、こちらのほうに多少の影響が出ているなというふうに思うのですが、これはやはり何ともならない、致し方のないところなのだろうというふうに認識をしています。

中身についてですけれども、ざっとですが、まず基金でございます。基金については、新たな基金の創設行うなどして、パーキングエリアにも積み増しをしながら将来に向けた準備をしているなというふうに見えます。ただ、起債の額、これがちょっと返済の額より、若干ではありますが、大きいと、多いというところが気になるころではありますが、これは新小学校の校舎増築に係る費用で、当初では基金を活用するという、当初予算ではそういったことだったのですが、補正で起債で賄うということになったことが大きいかなというふうに思っているところであります。

あと、交付金です。交付金が令和3年度につきましては、2年度より3億円弱ぐらい増えています。これは財政でもかなり大きなウェートを占めるのではないかなというふうに感じるわけですが、これ増額になった要因といいますか、何か訳を認識していればちょっと伺いたい。なぜ増えたのかなというところで、分かればちょっと聞きたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤総務課長。

総務課長(佐藤光弥君) 地方交付税の増額の要因ということでありまして、地方交付税皆さんご承知のとおり、普通交付税と特別交付税でございます。普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基準として算出されることになっております。この基準財政需要額、収入額というものは客観性を特に重視いたしまして、画一的、あとは時期的な理由ということで、国のその年度のいろいろな事業の方針等の理由によって算定されることとなっております。特別交付税のほうは、普通交付税の算定に際して反映することができなかった具体的な事情、例えば災害ですとか大雪などを考慮して交付されておりますので、いわゆる普通交付税の機能的な不備を補充するような性格となっております。

今、委員お尋ねの令和3年度の決算におきます普通交付税増額になっておりますけれども、国の当初予

算では……すみません。町の予算、当初予算では交付見込み大体31億円ほどとして、確実な金額ということで当初予算には29億円ほど計上しておりました。決算では34億7,553万6,000円ということで、当初予算に対比しましては4億8,200万円ほど増額となっております。この要因といたしましては、令和3年度の国の当初予算、こちらでは所得税等の収入見込額がその段階では減少すると予想をしておりましたけれども、実際には国の国税収入が大幅に上振れをいたしまして、地方交付税の総額を増額補正されました。また、国の補正予算に伴う地方負担への対応ということで、コロナ等で国で補正予算何度もしていただいたわけですが、コロナ等の経済対策、感染症対策の補正予算に当たってはそれに伴う地方の負担も出てきております。その地方自治体の事業全てが地方創生臨時交付金などの補助金だけで賄われているということではなくて、自主財源というか、町の、各自治体の一般財源も充当されておりますので、令和3年度の交付税については臨時経済対策費ということで、3年度に限ったことでありますけれども、その地方負担の一部が措置されたことによる増額があるようでございます。

以上になります。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 人口が減っておりますので、税収が減少予想ということは何となく理解はできます。コロナについても一般会計のほうから拠出をしながら対応してきた部分も確かにありますので、そういったことも考慮されているということでの、先ほどすみません、2億円弱、ちょっと計算の仕方が違ったのかもしれませんが、4億円ぐらいということでした。失礼いたしました。3年度についてはそういったことで増えたということでもありますけれども、これも4年度についてはではどうなのかというところで、ちょっと若干減収予想が減収にならないですとかいろいろな部分がありますので、何とかこのぐらいのレベルをキープしていかないといけないかなというふうに思いますけれども、ちょっとお聞きしますけれども、過疎債がございしますが、その過疎債の交付金分が入ってくる予算、それは普通交付金で入ってくるということよろしいですか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） そのように承知しております。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 普通交付金で戻ってくるということでもあります。これも多少何か交付金が膨らんでいる要因の一つなのかなともちょっと思ったりもするのですが、やはり自分の感覚としては、交付金で戻ってはくるのですが、戻ってきたものを借金用でいわゆる引き当てするとか、そういったことをしていないとか、できないのかちょっと分からないのです。そういったこと本来であれば若干そういうこともやってのことだと思うのですが、やはり色がなかなかついていないものですから、そういったこともしづらいた。要は戻ってきたものを年度で執行するというふうに感じられるところなのです。何が言いたいかというと、やはり交付金が戻ってくるとはいえ、年度、年度で見ればそれはいいことなのだろうというふうには思うのですが、長い目で見るとやはり借金の額がどんどん、どんどん膨らんでいけば、結局は借りた額は返さなければいけないということになります。それも年度、年度で要は返済をしながらということにはなるのですが、しっかりと財源としての部分がない中で、一般会計の中で予算取りをしながらということでもありますので、そこら辺がちょっと不安かなというふう感じたもので

すから、ちょっとお聞きをさせていただきました。

それで、3年度の当初予算が89億3,700万円、決算額で115億1,400万円で、予算が膨らんでおりまして、これ当然膨らむ要因につきましてはコロナの対策というのが大きいかなというふうに感じているところがあります。そういった国の地方創生臨時交付金を活用しながら多方面いろんな地域の生活に対する対策行って、私としては一定の3年度成果を出してきたというふうに認識をしているところです。私、決算審査に当たりまして、自分はコロナの交付金に係るいろいろな事業についてちょっと質問をしたいと思います。

まず、企画のほうにお尋ねをいたしますけれども、これいただいたコロナの感染症地方創生交付金を活用した事業の一覧表でございますけれども、企画所管がありますので企画で申し上げますと、町内宿泊施設誘客対策及び町内特産品需要拡大事業ということで、2つほど載っております。これ決算事項別明細書でございますと、恐らく67ページ、目3観光費の節7報償費で各種観光キャンペーン謝礼ということで載っております。1,292万7,679円なのですが、ちょっと表と計算してもなかなか事項別明細書のほうと整合性がなかなか取れないということでありまして、多分ここなのだろうというふうに思いますけれども、そこら辺についてちょっとご説明まずお願いをしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答え申し上げます。

こちらの各種観光キャンペーン謝礼ですけれども、こちらにつきましては今コロナ対策の臨時交付金を活用いたしまして、まず町内の宿泊、それから様々特産品の事業所、そういったものを活用した事業というようなことで、まずは泊まってお得キャンペーン第3次ということでジオパークの再認定記念事業を行いました。これにつきましては、町内の宿泊施設に宿泊した方の宿泊料から3,000円の割引、これ970件の実績でございます。291万円。それから、さらに泊まった方には、ジオパークの認定商品のプレゼントを行うと。泊まった方からはその認定商品の中から選んでもらって、それを後で送付するというような形で、2,000円相当のお土産をお上げするというような形で、こちら964件、193万8,372円と支出しております。それから、あとまたこれが年度初めに行ったものでありまして、10月からはさらに泊まってもらおう！ゆぎの特産品ということで、また宿泊された方に遊佐の特産品をお上げするというような事業を行いました。これが1,222件、360万9,307円と。それから、また冬場になりまして、第4次のこれ泊まってお得キャンペーンというようなことを行いました。これも宿泊された方の宿泊費から3,000円の割引というようなことで行いました。これも1月14日から行ったのですけれども、これが1,490件、447万円というようなことでこちらの1,292万7,679円の支出というようなことになっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ちょっと質問の内容がまずかったと思います。私が頂いたこの資料の中身というのは事業全般に対する予算の執行の金額でありまして、多分例えばキャンペーン謝礼ということで明細書には1,292万7,679円ということで載っておるのですが、いろいろチラシの印刷代ですとか実施状況については細かく載っておりまして、金額も。何をやったかということも大体書いてあるのですが、これがなかなか合わない。多分これ振り分け、例えば需用費ですとか、いろんな役務費ですとか、そういったところに振り分けられているのかなというふうに思うのですが、そういう認識でよろしかったでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答えいたします。

今、委員おっしゃるとおり、今私が申し上げたのはこの報償費の部分で、特産品とかそういった部分のことになりますけれども、結局この誘客キャンペーンするに当たって、チラシを印刷したり、それからジオパーク認定商品のこのキャンペーンについては、それをお客様にお届けするというそういった郵送、宅配の通信運搬費などもありますので、それぞれ各印刷製本費ですとか、あと通信運搬費のほうにちょっと振り分けられているというような形になります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 分かりました。そういうことで、後で答え合わせをしたいと思います。

あと、ちょっと先ほどもお話したのですが、事業を行って、また本当に観光が大変なときに下支えの意味も含めたそういった施策を行ったということ、大きなことだなというふうに思っているわけですが、実際にそのキャンペーンをやって、いろいろお客様とのやり取りがある中でいわゆる手応えといえますか、そういったところで所見があればちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答え申し上げます。

この泊まってお得、それから泊まってもらおう、そういったキャンペーンを行ってきたわけなのですが、特に泊まってもらおうのキャンペーンにつきましては、宿泊したお客様のほうに町内の特産品が掲載されてあるチラシを配布してその中から選んでもらうという、そういった取組になっております。お客様が宿に泊まってごゆっくりされている中で、いろんな遊佐の特産品を選ぶ楽しみといいますか、その中で、あっ、遊佐町にはこんな特産品があるのだなと、それ特産品のPRにつながっているのではないかなというふうに思っております。それがまた特産品がその方の手元に届くときに旅の思い出とかそういったことを思い出したりして、またさらに今度また行ってみたいとかそういった気持ちにつながるという、そういったことに効果があるのかなと思います。また、全て町内で生産しているようなそういった特産品になりますので、町内のそういった産業の喚起、需要喚起というような効果もありまして、非常にお客様からも、それから町内の皆様からも好評だったというふうに認識をしております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） やはり絶対的なお客様の数、いらした数というのは、決してコロナの影響で多くはないのかなというイメージなのですが、少なくとも来ていただいたお客様に対しては好評であったというお話であります。

それで、コロナ禍、返す返すで恐縮ですが、例えばこれをやったから人が来るとか、そういったことではないし、そういう状況ではないというふうには思いますが、今後もこういったコロナの影響、そういったことでの行動に対する制限みたいなそういう状況が続いていくのだろうと、しばらくやっぱり続いていくのだろうとは思っていますので、好評だったもの、今お話あったようなことも含めてやはり精査をしながら、それでも何か新しいメニュー、そういったことも加えながらいろいろなサービスを来ていた

だいた方に行くということも今後必要になってくるのかなというふうに思うわけでありまして。そこら辺についての新しいメニュー今ぼんとこれだという、先ほども言いましたけれども、これだというものがないと思いますけれども、やはり考え方としてはそういうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答えいたします。

観光にまたお客様から来てもらうために今後の取組というようなことになると思うのですけれども、観光施設の整備、それから観光地の美化、清掃とか、そういった面で観光地の部分を下支えをしながら、さらに今やはり弱いと言われているのが情報発信の部分でもあるかと思えます。これに関しましては、情報発信の担当ということで地域おこし協力隊が、それからあとジオパーク観光担当というようなことでも1人地域おこし協力隊おります。地域おこし協力隊、特に繁田隊員などは非常にすばらしい写真を撮っていただいているものですから、そういったものを使って個人でインスタグラム、それからポスター等の写真のそういった展示しながら視覚的に観光PRにつなげていくというような部分での取組を行っておりますし、また「来ちゃいなよ。ゆざまち」という半澤隊員取り組んでいるホームページ、それから今ややっぱりどうしてもSNSというようなことがかなりもう誘客には必須ということになっておりますので、今年度町の公式インスタグラムのほうもうちのほうの広報担当と地域おこし協力隊と一応2人タッグになって、なかなか1人だけの情報発信だとやはり滞ってしまったり、足りない部分があるものですから、2人体制で今インスタグラムの更新を行うことにいたしました。そういったことで、タイムロスがないようにリアルタイムな情報を届けていくとともに、遊佐町の美しい風景ですとか、それから行事のいろんな写真、活発な活動をしている様子などを届けながら来町、遊佐町への観光誘客につなげていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 予定ではありますが、令和8年度には遊佐パーキングエリアが開業予定ということとであります。あの施設ができれば大幅にいわゆる情報発信的な部分でいっても大きな効果が出るのではないかなというふうにも期待をしているところでありますし、前から情報発信が足りないという話はあったわけとありますので、そう考えればまだまだ町としては伸び代があるのかなというふうにも感じております。やはりとはいえ、こういったコロナが出れば、コロナの状況になれば、そういった感染症ですとかいろいろなものが、社会状況が動くとやっぱり観光というのはやはり水物だなというふうにも感じるわけとありますけれども、やはりおっしゃったように、きれいな自然、景色、これはやはりたくさんの人に見て触れていただきたいというふうに思うところでありますので、そこはやっぱり頑張らなければいけないのかなというふうに思ったところであります。ぜひ今後もそういったことで止まらない取組をお願いをしたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、健康福祉課のほうにいきたいと思っておりますけれども、これも同じように健康福祉課のほうにもそのコロナの交付金使った事業でございます。まず、高齢者等生活応援商品券事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業ということで、私の手元にあるのはこの2つでございます。事項別明細書でいきますと高齢者等生活応援商品券事業が41ページです。目1社会福祉総務費の節12委託料のほうに載って

おります。3,861万8,198円と、あとは子育て世帯生活応援の給付金のほうが45ページです。目1児童福祉総務費の節18負担金補助及び交付金のところに載っております。これ2つに分けて載っているというふうには認識をしているわけですが、それでこれ内容もつらつら書いてあるのですけれども、この内容についてある程度国なり、県があるのかちょっと分からないので、そういったこういうふうに使いなさいと、こういうふうに予算を執行してくださいというようなガイドラインみたいなのがあって、それに沿った内容なのか。それとも、交付金が来ました、これをどうやって使いますかと裁量権、町のほうにその裁量があるのかということについてちょっと確認をしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

高齢者等生活応援商品券事業委託料につきましては、事業としましては高齢者がいる世帯と独り親世帯を対象に1万円分の商品券を配布するという事業でありまして、事項別明細書に載っている金額につきましてはその事業所の登録とか印刷とかの事務的なものを商工会に委託しましたので、委託料として支払った金額になります。この裁量があるかどうかということなのですけれども、この事業につきましてはこの事業の前に地域経済の活性化を図るため、町内の事業所や家計への支援とキャッシュレス決済導入の促進のためならペイペイを活用した還元ということで事業を行ったわけですけれども、その事業の恩恵を得られなかった方が多い高齢者への支援と、それから独り親への支援ということで、町として独自にこの事業を行ったものであります。

続いて、もう一つの45ページのほうの臨時交付金のことにつきましては、子育て世帯への臨時特別交付金300万円ですけれども、この事業につきましては、内容としましては児童手当の中の特例給付者と、特例給付の基準に該当する世帯の高校生まで、子供1人につき10万円の30人分を給付したものでありますけれども、いきさつにつきましてはこの臨時交付金の上のほう、上段になりますけれども、子育て世帯等臨時特別支援事業給付金1億4,990万円の事業がありまして、これは国の事業でありまして、これにつきましては特例給付を除いた児童手当支給対象者と基準以内の世帯の高校生までを対象に子供1人につき10万円支払った事業でありますけれども、この国の事業については特例給付を受給している方が除かれてしまったということであるものですから、これも臨時交付金ということで地方創生臨時交付金を活用して子育て世帯は支援を行ったというものでありますので、全てどちらも町の裁量で行ったということになります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 内容については、町の裁量でというお話でありました。先ほども企画のほうでも申し上げましたけれども、今後も本当にこういった状況が続いていくと思いますので、いわゆるその状況、状況で当然支援する内容も変わってくるのかなというふうには思うのですが、やはり町のほうでも日頃からの状況の把握ですとか、そういったことも含めて精査をしながら、ではどういう支援をしようかということもやっぱり考えておかないといけないのかなというふうにはちょっと思うわけでありまして。何が言いたいかというと、その時々で即した形での町のほうで裁量があるということであれば、即した形でのその内容というものを精査をしながら支援のほうを行っていただきたいなというふうには思うのですけれども、そこら辺で所見があればちょっとお伺いしたいと思います。



委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） もちろん生活の苦しい世帯等に対する支援ということで当然必要なわけでありまして、財源等も考慮しながらも支援をしていきたいと考えているところであります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 令和3年度においては、そういった隙間といたしますか、漏れたといたしますか、そういった方々に対する活用したそういった支援行ってきたというふうに認識をしておりますので、そういった考え方はベースに置きながらぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、いわゆる地方創生臨時交付金にかかわらず、コロナが直接的な理由ではないというところでも、そういったいわゆる生活弱者に対する支援、対策を行っているという認識をしておりますけれども、ちょっと確認なのですが、どういった事業があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 支援ということで令和3年度につきましては3つの事業がありまして、1つとしては福祉灯油購入費助成であります。灯油の高騰ということで、昨年度高齢者世帯や障がいのある方がいる世帯等に対して5,000円分の灯油券を配布しまして助成をしたというのが1つであります。

それからもう一つは、子育て世帯生活支援の特別給付ということで、高校生までの子供がいる世帯、非課税世帯でありますけれども、その世帯について子供1人について5万円を支給したと。これについては、国の事業ということになっております。

それから、もう一つとしましては、先ほど少し説明しましたけれども、子育て世帯等臨時特別支援事業給付金ということで、高校生までのいる世帯に子供1人について10万円を支給した事業ということがあります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） ちょっと気になったといたしますか、令和2年度は行っていなかったのではないかなと思いますが、灯油の購入助成についてちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、要綱がございまして。低所得者に対してざっとですが、灯油の購入費の一部を助成することによる福祉の増進という目的で、先ほどお話ありましたとおり、助成額は1世帯当たり5,000円ということで、令和3年度の部分ですので、有効期限は令和4年3月22日までということで、この要綱については有効期限が、施行が終わっているという内容の要綱がございまして。

それで、今要するに燃料費が高騰をしております。状況的に考えますと、例年の考え方でいけば、まだ灯油を使う状況ではないにしても、もう助成の準備をしてもいいのかなというふうにはちょっと感覚的に思っているところなのですが、大体遊佐町の場合は12月の補正でやるというのが通常と言ったらいいか、大体そんなイメージなのですけれども、助成するのであれば早いほうがいいのかなともちょっと思ったりもするのですが、今の状況を鑑みたときに内容について、先ほども申し上げましたが、より現状に即したものとすることにしていくことは可能なのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今の現状としまして、昨年度から引き続きかなり灯油が高騰しているというところはこちらでも承知しているところでもあります。当然この状況であれば、町から支援ということでまた補正をお願いして行うことにはなるかと思えます。金額的なものですが、昨年までの5,000円につきましては県が2分の1ということで補助しているわけですが、今年度県の動向としましてはさらに2,500円の県全額負担を上乗せするという情報で、県の9月補正に上げたということで情報が入っているところです。ということは、これを活用すればまず今までの5,000円と県の分のさらに2,500円上乗せということにはなるのですけれども、さらに一応町としてもかなり町民の厳しい状況もありますので、それに上乗せを考えていきたいなということでは現在検討しているところでもあります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 先ほども少しお話ししましたけれども、遊佐町の場合は例年12月の補正ということ、対応が多いというふうに感じているのですが、9月議会でやっている、対応しているところもあるようです。9月議会すぐやるのではなくて、例えば11月の何日からとか、そういった形での対応かなと思うのですが、できればこれも時期的な部分を、今後こういった状況がいつまで続くかということも当然あるのですけれども、対応の時期的な部分についてはなるべく早いほうが、県の絡みもあって大変なのかなと思うのですけれども、対応的には早いほうがいいのではないかなというふうに思うわけであります。今、県のほうでも増額の補正がというお話がございました。町のほうでも取り組むということでもありますので、せっかくのこういった助成事業であります。よりよい事業になるように今後も取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありますけれども、そこら辺についての所見あればお伺いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 町としてもできるだけ早く予算を取りまして、灯油券を交付して活用していただきたいという気持ちはあるところでもあります。今回の場合は県がさらに2,500円の上乗せをするということで、どうしても県の結果を待ってこちらでも予算を取るという関係上もあるものですから、ちょっと12月補正というようなことにはなりましたけれども、できるだけ早くということでもちょっと検討していきたいなと思うところでもあります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 状況がもう何となく見えている中での話でありますので、対応が早くできるのであればそういった措置は早いほうがいいのかなというふうに感じていますので、そういう灯油券、灯油の助成に限らず、令和3年度においてもそういったことでいろいろな支援行っていたいただいた経緯もございましたので、そういったことを鑑みながら今後もこういった状況が続くと思われまいますので、ぜひしっかり対応していただきたいということで私の質疑は終わりたいと思います。

以上です。

委員長（齋藤 武君） これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） おはようございます。それでは、私のほうからも質疑をさせていただきたいと思

います。

町を歩けば、今季節的に稲刈りが始まってまいりました。やはり遊佐の四季にふさわしい風景がまたこれから始まって、さらに白いものが落ちてくるのかなというふうな思いであります。そして、さらに先週でしたか、各小学校で運動会が開催されました。これから統合を迎える小学校においては最後の運動会ということでありまして、保護者の方々にお聞きしましたらやってよかったというお声をいただいております。運動会といたしますと、私も思い出せば、子供がいるときにはPTAや地域の原動力の力といたしましよるか、もう瞬発的な大きな力が子供たちのために大きく働くわけであります。さらに、そういったことも含めてあと半年、各小学校の伝統がなかなかこれから消えていく、そんな思いの半年ではありますけれども、新しい新小学校になってからもやはり地域の皆様、そしてPTAの皆様には子供たち、そして地域のためにより一層のその原動力をいただきたいなと思ひまして、これまでのお力添えに感謝をいたしたいと思っております。今、教育関係の話をしましたでしたが、私は1番と所管が違いますので、今回教育課と産業課のほうに質疑をさせていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

初めに、教育課のほうからお願ひをしたいと思います。事項別明細書の歳入になります。6ページ、款13項1使用料です。目6の教育使用料の節の2社会教育使用料、その中の備考欄に旧青山本邸入館料82万4,000円、語りべの館使用料2,200円、文化施設使用料5,400円とあります。青山本邸に関しましては入館料という形になるのかと思ひますけれども、その他の使用に関してはその団体数でしょうか、もし分かるのであれば教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

まず、ただいま開校準備に関してのお話をいただきました。いろんな面で本当に後押しいただいていることに感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、使用料についてお答えをさせていただきます。社会教育使用料におきましては、旧青山本邸入館料82万4,800円を決算計上しております。団体等ということでしたが、今年度入館者数ということで令和3年度は2,373名の入館がございました。ただ、大人400円ということになるのですが、全て入館者数が使用料に含まれるということには限らないわけで、全て社会教育施設におきましても設置及び管理条例に基づいておきまして、一定社会教育団体等につきましては使用料の免除の規定等もございまして、その入館者数がイコールにならないというところもございまして、申し添えたいと思ひます。

それから、語りべの館使用料2,200円でございますが、この決算における使用団体については2団体、半日使うことで1,100円の単価使用料ですので、その分でございます。

それから、文化施設使用料5,400円決算計上しておりますけれども、これは杉沢比山伝承館における使用料でございまして、全体使用人数につきましては292名の令和3年度の使用人数でございましたけれども、ここの決算計上におきましては6団体、部屋半日900円の使用料単価でございましたので、その5,400円を決算計上しているところでございます。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今、課長のほうからご説明をいただきまして、ありがとうございます。人数のほ

うと団体の使用料のほうについても、大体日程等も今ご説明を細かくいただいたところでありまして、ありがとうございます。3年度ということの決算でありまして、2年度と比べますとやはり少しコロナの影響もあるのかどうかということもあるのですけれども、やはり青山本邸などはかなり落ちているように思われます。2年度は当初コロナの感染がちょうど出たところですが、やはり100万円ほどの入館料もあったのですけれども、やっぱり3年度は2年度と比べてやはりいいときと悪いときははっきり分かれて、悪くなると結構長引くという、何かそういう感じのコロナの感染状況だったかなと思って、これは致し方ないのかなとは思いますが、やはりその中で語りべの館の使用料が年間昨年度も2,200円という形で、同じような形での使用ということでもあります。この辺に関しては、使用団体、そしてその使用に関してやはりもう少し私たちから見ればご利用いただく機会があってもいいのかなと思いついて、今後どういった形でちょっとPR等、また利用の仕方を見ていくのかちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

語りべの館でございます。先ほどもございましたけれども、どうしても新型コロナウイルス感染症の防止の観点から、事業の開催の見送りというところもあったことは否めないところでございます。また、団体使用におきまして、少なからず影響があったところを聞いてございます。以前は、昔語りの朗読会だとか、ミニコンサートだとかワークショップ、小物制作体験教室などの開催も行ってきたという経過もございました。そういった観点から、今後もやはり関係課などとも連携を取りながら、いろんな開催の在り方というものを模索しながら、工夫してこの利用増進につなげていきたいというふうに私ども考えておるところでございます。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 語りべの館といえば私も1度入ったことあるのですけれども、中はやはり昔ながらの造りで、遊佐町の昔の文化を何か語ってくれるような場所なのです。ただ、そこに行くまで少し夜道とか初めて来られる方はなかなか分からないところもあるのかなというふうなところもあるのですけれども、建物に関しましてはとても立派で、風潮があるような建物ですので、やはり今課長おっしゃったように横のつながりも含めて今後さらなる活用をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

あともう一つ、その青山本邸につながっている後ろに回りますと公園があつて、駐車場になっていますけれども、勤労者研修センターという建物がございまして。多分遊佐町のホームページを見られるとそこには載っておるのですけれども、ここの建物の研修としての利用はあったのかどうかちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

昨年度は残念ながら勤労者研修センターにおける使用料はこちらのほうに反映されておらず、利用がなかったということでもございました。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 私も冬期間なんか少しちょっと用事があると向こうのほうに回るのですけれども、やはり冬期間も入り口のあたりも除雪もなかなかされていなくて、使った経緯があるのかなというふうな感じを思えるようなたたずまいでありました。ただ、私の友達が研修を行ったときにここを利用させていただいてというお話を伺いまして、何か研修に関して利用すると使用料が免除になることもあるのかなというふうなお話を伺ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） ちょっと今詳細についてはお答えできませんけれども、かつてから勤労者研修センターと名前にあるとおり、事業者の研修あるいは会議室を促進してきた経過もございます。当初の設置の背景としましては、その関係の補助制度を活用してきたという経過の中身もあるということでこのように利用されてきたところでございます。今は地元をはじめ相互の交流の場あるいは世代間交流の場、町民憩いの場として利用をいただいております。先ほど除雪等のお話もございました。旧青山本邸の利用と一体と捉えて、現在人材センターのほうにも管理の委託をしておりますけれども、そのところとの契約を含めて利用、増進に図れるように検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 建物はとても立派な建物でありますので、ぜひ今後も皆さんにPRをしていただいて、利用が増えるような形でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお話をいたします。

それでは、歳出のほうにちょっと伺いたいと思います。85ページの項2小学校費、目1の学校管理費の中の節12委託料であります。今回、校歌作詞作曲委託料110万円記載されておりました。記載があるということはお金を払ったということであると思いますので、校歌ができたのかどうかその辺のところを、どこで制作をしてこられたのかというもし経緯が分かればお話を伺いたいと思いますので、よろしくお話をいたします。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

決算に小学校校歌作詞作曲委託料等を計上しております。開校準備委員会における決議事項につきましては、随時ホームページ等にも掲載をして公表をしておりますのでございます。今回この委託料に係るものでございますけれども、契約期間において3月末に行って楽譜、音源を納めていただいておりますので、こちらのほうに計上をしておりますのでございます。ただ、今町の決定前の最終調整におきまして、歌詞、それからメロディーについて子供たちが歌いにくい部分がないかなど、あるいは指導する先生に具合の悪いところはないかなどの課題を制定委員会、それから音楽関係者のほうと調整しております。先方の事務所がございまして、事務所に対してこの一部修正箇所などの確認をさせていただいておりますので、今この段階にあるというところでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 町民も含めてやはり私たちもここは期待があるところでありまして、新校開校準備委員会の皆さんの本当に日夜ご努力をいただいて、あと少しですけれども、もう少しまたお願いをしたいなと思うところではありますが、そのホームページを見ますと赤い字で某タレント、また15回の総務部会で4年の4月25日に楽譜、音源、メッセージ動画を確認したというふうにこれもまた赤い字で載っていて、やはり目立ってしまうのです。やっぱりそういうのを見ると、あれっ、誰が作るのかなとか、どんな曲なのかなというふうなところはやはり推測するところではありますが、タレントさんということでありましたので、事務所関係との契約と先ほど課長申しましたが、そういったところも踏まえて今調整中だというお話がありましたので、公開時期もそういったところも踏まえてこれから調整なさるのかと思いますので、そういったところ分かれればぜひ分かった時点で早く皆さんにお知らせをしていただければ私たちも楽しみに待っていたいなと思っておりますので、またその開校のときには子供たちの大きな声が、その新しい校歌が聞こえるのかなと思っておりますので、そんなところも踏まえて今後の予定としてどういう形になるのかそこだけちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいま先方の事務所のほうと先ほど申し上げました一部修正の調整ということでございまして、公表という点につきましては双方で調整した上で行うということの約束となっておりますのでございしますが、手順としましてもまずその結果を受けて開校準備委員会に諮り、教育委員会を経て公表という手順を踏むこととなりますので、その点はよろしくお聞きしたいというふうに思います。

今般、保護者のほうへも通知をいたしておるところでございすけれども、当面スクールバスの乗り方指導、乗り方練習ということで9月20日に予定をしておるところでございすけれども、またこの校歌という点におきましても、その手順を踏んだ後の準備が整い次第各小学校のほうで披露をさせていただく予定としております。学校へのお披露目、町民への公表ということになりますけれども、その段階で作詞、作曲家、そしてまたそのご本人のメッセージなども添えて公表をさせていただく予定としておるところでございす。現段階では、10月をめどに調整中であるということをし添えておきたいと思ひます。まず、今は10月から12月にかけて閉校の各校、5校の閉校式の準備も進めておりますけれども、今年度の各校の校歌のほうも大切なおところございす。その段階でも歌われ、録音されることと思ひます。それぞれ校歌というものは一人一人の胸に刻まれて、学校を象徴する大切な財産でありますので、だからこそ今最終の調整を頑張っているところございすので、開校式の段階では本当に子供たちが元気に明るく歌う姿を思い描きながら取り組んでおるところございすので、その点におきましては後押しいただければというふうに思ひております。

以上でございす。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今、課長のほうから10月頃予定ではめどだというお話がありました。その調整というのはなかなかこちら側だけではできないところもあると思ひますので、はっきりと皆さんに公開できるようにならざれば周知をお願いしたいと思ひます。

また、中学校のほうも統合してから30年ということでありました。ちょうど私も中学校のPTAの役員で、20周年のときにもお世話になって、いろいろな実行委員として活動させていただきましたが、30年たってやはり校歌というのはすぐにはなかなかなじみはないですけれども、年を重ねていくことによってその地域になじんでくるということもありますので、ぜひ楽しみに待っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。教育課のほう終わりたいと思います。

それでは、続きまして産業課のほうお願ひしたいと思いますので、事項別明細書の歳入のほうです。こちらの22ページです。2の雑入、備考欄であります。養殖アワビ、こちらは頒布代金とお読みするのでしょうか、7万2,000円についての、これ記載が前年度なかったもので、3年度の記載でありましたので、その内容についてまずはお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

ご質問の件につきましては、平成27年から漁村センターのほうでアワビ養殖実証試験を行っているわけですが、そのアワビに関しまして昨年度12月、アワビの頒布についての頒布要綱をつくったところがございます。代金の7万2,000円につきましては、この頒布要綱に基づきまして1個600円で、個数120個を遊樂里のほうに販売しましたので、その代金となっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今説明を聞いて分かりました。昨年度でしょうか、私たちもチラシが来まして、何か遊樂里のセットの中にアワビの炊き込み御飯みたいな……

（「釜飯」の声あり）

2番（那須正幸君） 釜飯ですね。あれですね。分かりました。なかなか外部に売ることができないというお話昔ちょっと伺ったので、どこかに売ったのかなというふうな形でちょっと確認でした。要綱があって、その中でやられたということで今説明を受けましたので、分かりました。

ちなみにこの要綱では、例えば遊樂里さんだけではなくて町内の宿泊設備ありますけれども、そういったところでも出すことは可能なかどうかちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） この要綱に基づく頒布の仕方ではありますが、特別遊樂里に限定したものではなくて、例えばうちのほうでも使ってみたいというような希望があれば、その要綱に基づいて同じようにご提供することができるというようなことでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長から限定はしていないということでありました。金額アワビということで高級な食材でありまして、今1個600円というふうな形でお話を伺って、結構高いなというふうな感じもあったのですけれども、この1個600円の規格というのはあるのでしょうか。例えば大きさとか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

一応内規というか、決め事の中で、大きさが6センチから6.5センチのものについては1個600円、少し大きくなって6.5センチから7.5センチの場合は800円ということで定めまして一応ご提供させていただいております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） よくテレビ番組でもグルメの番組を見ますと、やはりアワビというのはもう高級で、蒸し焼きとかになるともう3,000円、4,000円とか、そんな感じの提供という形になるのかなと思うのですが、やはり遊佐町においては実証実験を行っていきまして、養殖を行っております。ただ、出来方によってはその季節や時期によってもその上下がかなりあるようではありますけれども、やはりこういった形で町内のものを町内で提供できるというのは強みでもありますので、やはり今後とも、一番多いのは遊楽里さんではあるとは思っておりますけれども、ほかの宿泊、また限定しないということでありましたので、遊佐アワビをやはりもっともっとPRをしていただければありがたいなと思っておりますので、この件に関しては確認をさせていただいたところでありまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして歳出のほうに移らせていただきます。これ昨年度もお聞きしたのですが、57ページの款6農林水産業費の目3の農業振興費、節12委託料であります。体験農園整備事業委託料60万円について、3年度の体験された方々の実績等分かればお願いしたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

体験農園整備事業委託料60万円についてでございます。この体験農園の当地でございますが、こちらは月の原の牧場跡地を活用した自然体験ができる体験農園として一定整備しております。その整備を、草刈り等そういった内容になるわけですが、そういった整備、管理につきましては金保そば生産組合さんのほうにお願いいたしまして、実施していただいております。60万円につきましては、4月から12月までの管理作業委託料としてお支払いをしている金額となっております。

ただいま利用につきましてはそういった実績等もご質問の中にごございました。3年度の月の原のこの体験農園の利用者につきましては、昨年度10団体からの利用がございました。主というか、利用された方々は、社会福祉協議会、デイサービスの燦燦さん、あとグループホーム燦燦、あとあっとほ一むキヤット遊佐さんといったやはり福祉関係の施設の方々の利用ということで10団体、あと人数に換算しますと合計で209名の利用がございました。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今お聞きしまして、10団体という形でのご報告でありました。福祉施設の方が多いということではありますが、やはりなかなか自然に触れる機会といたしまして、私たちがそうですけれども、ある程度年を重ねて畑をやるとか、そういった形で自分で楽しむという形であればいいのでしょうか、なかなか場所がなくてそういったこともできないということでありまして、こういった形で自然体験の農園ですか、私はとてもいい場所でもありますし、企画でもあるとは思っておりますけれども



も、前回小学校の、保育園の方々とかもお聞きしたようなこともあったのですけれども、学校関係は3年度はなかったという形でもよろしいでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 先ほどのお答えの中には申し上げないでしまいましたが、遊佐小学校3学年さんが25名の人数でご利用いただいておりますという経過がございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） やはり小学校もあったということで、とてもよかったなと思っております。吹浦とかほかの小学校ですと、中庭とかそういったところに自分たちで学年の畑を作って、そういった形で活動をしておりましたので、町内ですとそういった敷地もなかなかないと思いますので、今後も教育課のほう、方々もいらっしゃいますので、やっぱり統合してからもそういった形でやはり自然に触れるという、子供たちの土に触れるということも産業課と連携してぜひこういった活動を、せっかく町にもこういった場所があるのですから、ぜひ使っていただければありがたいなと思っておりますので、今後も引き続きご利用があるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きましては、今度は2年度よりもちょっと増額になっているところをお聞きしたいなと思います。58ページ、遊佐町チャレンジファーム事業補助金であります。218万円。ちなみにこれ前年度はコロナの関係で少し下がって144万円という形でしたが、何か倍額くらいになっていたもので、その内訳をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 遊佐町チャレンジファーム事業補助金の内容でございます。このチャレンジファーム事業ということで、こちらは農業研修生への支援を行うための補助金となっております。内容を申し上げますと、生活支援としての補助金が、町外の場合は月4万円、町内の場合は月2万円。住宅支援が月4万円。農家の方がやっぱり研修生ですので、様々農業指導を行うというような、そういった体制も組ませておりますので、そういった農業指導を行う受入れ支援が月2万円となっております。昨年度令和3年度は、支給の対象となる研修生が3名でございました。うち、1人の方は町外の方でありました。この3名の方々について、3名を対象に生活支援として1年間を通した金額になりますが、116万円。うち、1名の方に住宅支援として44万円。3名の研修生に対して農業指導を行う受入れ支援として58万円を支給いたしております。合計金額が218万円となっております。おとし、令和2年度につきましては、その実績になりますが、該当者は2名でございました。生活支援が96万円で、受入れ農家支援が48万円というふうになってございます。合計で144万円という金額になっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 2年度に比べて3年度1名増えたというお話でした。やはり農業に関しましては私も田植なども手伝いに行くのですけれども、やはり人手も必要ですし、季節決まっていますので、なかなか簡単に私も農業やりたいとか、そういったことは言えないような状況であるのかなと思っておりますけれども、楽しくやればいいのかなどは思うのですけれども、なかなか楽しいところもあったり、つらいと

ころもあるのかなと私は思うのですけれども、やはり研修を受けながら農業をこれから考えていく方々が1人でも増えるということはとてもいいことでもありますので、やはり地場産業でありますので、そういったところも含めてまた今後もより一層のPRとまた支援のほうもお願いをしたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。例えば3年度決算ですけれども、今後増えるのでしょうか、その辺のところの見通しというのはあるのでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

今後の見通しということは、今令和4年度スタートしておりますので、このチャレンジファーム4年度を活用して何名実際運用されているのかというようなこととなりますが、今私手持ちにその資料をちょっと持っておりませんので、3名よりは人数おったかと思っておりますので、後で正確な数字を、人数のほうをご報告させていただきたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） それでは、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは、続きまして同じページでありますけれども、こちらは真ん中より少し下のほうになります。山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金7万円とありますが、実はこれも増えています。これは例えば鳥獣被害の被害があれば増えるのか、例えばそういったところの環境をちょっと伺いたいなと思っておりますので、増えた内容をお願ひいたしたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

こちらの事業補助金に関しましては、いわゆる農家、農業を営んだ作物を作っている方々が自衛という立場で、自分の作物を鳥獣被害から守るために自衛手段として自分の農地に一定電気柵を設置した場合の補助金となっております。令和3年度は、昨年度は2件の申請がございました。両方足した金額が申請金額14万2,650円がございました。補助率は2分の1となっておりますので、端数処理もありますけれども、そのうちの7万円を補助金として交付させていただきました。令和2年度は1件の申請がございまして、申請金額は4万5,437円がございました。それに対して2万2,000円を支給させていただいたというものでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきまして、内容が確認できました。自分で例えば鳥獣が入ってこないように柵をつけたり、電気柵をつけたりという形の2分の1の補助金という形で、件数が多くなればやはり多くなるという形の補助金ということでもありますね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、ページが変わりまして60ページです。節の18になります。負担金補助及び交付金、こちら豚熱ワクチン接種支援事業補助金であります。この金額のほうはやはりかなりまた増額なのでございますけれども、これはワクチン接種を行った豚といいたいまいしょうか、が多くなったのかどうか、その辺のところをお聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

ただいまの豚熱ワクチン接種支援事業補助金でございます。この補助金について数値的なものをご説明申し上げる前に、経過的なものを少しお話しさせていただきたいと思っております。令和2年度この豚熱ワクチン支援が開始された状況について説明いたしますと、令和2年12月25日に鶴岡市内の養豚場で発生した豚熱発生を受けまして、それまでは庄内地区の家畜畜産物衛生指導協会の補助事業で行われていたこの支援が、庄内2市2町も加わってさらに強化して連携した支援により、ワクチン接種支援を行いましようということになりました。具体的にはワクチン代金の補助になりますけれども、令和2年度はこういった話合いが行われて運用されたというタイミングが、令和2年の12月1日からの運用になってございます。令和2年度は令和2年の12月1日から令和3年の3月31日までの期間を対象に、実際そのワクチンの代金の補助が運用になりました。令和2年度はワクチン費用310円のうち45円を町で支援しましようというふうになりまして、この期間の中で3,454頭の豚に接種を行っております。令和3年度はスタート時点の4月1日から令和4年の3月31日まで、この1年間の期間でこの運用を行っております。ただ、ワクチンの町の支援の分が令和2年度は45円でしたが、令和3年度は30円に変更となっております。そして、1年間で2万4,568頭の豚に接種を行いました。その期間の設定の中での運用というところで一定金額も補助金額も15円少なくなっておりますが、そういった中で金額がやはり大幅に増額となっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今、課長のほうからご説明をいただきまして、2年度と3年度の経過をお話をさせていただきました。鶴岡管内でも出たときは、近間もなかなかやはりこの被害を受けるということもありまして、テレビでも大きく報道されたのを今思い出したところでもあります。3年度はそれに加えて多くの頭数のワクチン接種が行われたということでこういった伸びになったというお話を受けましたので、内容については確認ができたところでもあります。ありがとうございます。また、新しく例えば生まれた豚とか、そういった形で新しく町内に入ってきたそういう豚にはワクチン接種がまた行われるという形、追加という形でも考えてよろしいのでしょうか、その辺のところだけちょっと伺いたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

豚熱ワクチン接種というのは肉豚と繁殖豚というその2つに分けられておりまして、どちらも生後40から60日についてはまず1回目の接種を行うというふうになっておりますので、そういったワクチンの接種のやり方というか、決まっておりますので、それに基づいて適切に接種は行われていると思っております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今の生後40から60日というお話がありましたので、そこは行っていくということでありましたので、分かりました。ありがとうございます。

それでは、ページ変わりました62ページになります。項2林業費、節14の工事請負費で林道改良工事費99万円であります。というか、これ実は前年度も同じ金額で決算がなされておまして、場所的にはその林道の継続工事なのか、もしくは予算がこれしかなくて、その予算の範囲で毎年行うものなのか、その辺

のところちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 林道改良工事費ということで99万円の支出になっております。こちらのほうの工事を行った場所は林道の長坂線でございます、工事の内容といたしましてはアスファルト舗装工事を延長60メートルにわたって行いました。この林道の管理ということで長坂林道組合さんのほうにお願いして行っていただいております。この林道の工事については毎年100万円を予算計上して、実施しております。ただ、組合さんとの協議の中で、管理組織さんで整備できないという困難箇所については一定現場の確認も含めたそういった協議の中で行いまして、次の年、次年度以降予算要求して改良工事を継続して実施していくということを行っている現状があります。ただ、この工事に関しては、町で一定工事負担を行うに当たっての約束事として、その工事費の40%につきましてはその管理組合さんのほうから地元負担していただくという、そういった取決めの中で毎年工事を実施させていただいております。令和3年度につきましては、長坂線99万円の工事費に対しまして39万6,000円の地元負担金をいただきました。それについては、林道改良事業受益者寄附金として歳入のほうに入れさせていただいております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 分かりました。それで前年度も同じ金額ということの内容でよろしかったですね。組合はあるという形ですね。そういったところがちょっと明記なかったものですから、何で毎年同じ金額で工事をやって、同じところを同じ工事をするのかなというふうにも思ったものですから、分かりました。ありがとうございます。

それでは、産業課最後になりますが、63ページ、項3水産業費であります。節15原材料費、種苗購入費、こちら100万円とありますが、前年度に比べて大きな増額であるのかなとは思っておりますけれども、前年度は放流用のクロダイの稚魚の購入ということで13万2,000円のみでの計上であったのですけれども、そういったところの内容もちょっと確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 種苗購入費100万円というところで、前年と比べて大きな増額ではないかというところがございます。令和3年度、昨年は毎年アワビの放流事業用で購入しているアワビ稚貝種苗購入費につきましては43万5,600円ということで支出いたしました。令和3年度につきましては、それに加えまして漁村センターのほうで実施しているアワビの実証試験用として種苗を100万円で購入いたしましたところがございます。令和2年度はこの支出はございませんでしたが、やはり現場の状況、種苗の使用状況を見ますと、夏場になるとやはり水温上昇に伴って、飼養環境の悪化によってかなりの、相当数の個体が死んでしまいます。幾らちょっと一生懸命管理してもそういうふうになってしまうという状況がありますので、昨年度はやはり一定の個体数を維持しなければならないという、そういう目的において予算を計上して種苗を購入させていただいたというところでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 漁村センターでの飼育といいましようか、中では死ぬ確率もやはりかなり多いと

いう話も聞いております。やはりその数を増やして、例えばある程度残る数を確保するためにこれぐらいの予算がかかったという多分お話ではなかったかと思います。海から引っ張るこの海水が、その中のプランクトンとかいろいろな状況によっては中での作業もあるのかなとは思うのですが、やはりもう少し実験の成果を、かなりの実験の成果を求めるのは酷なのかもしれませんけれども、やはり数年たっておりますので、今までの知識と経験もあろうかと思っておりますので、やはり自然にも少し負けないような体制も取って、もっと数を増やして、遊楽里さんとか、町内業者さんとか、いろいろな形でお出しできるようなやはり体制づくりもこれから必要かなと思ったところでありましてお話を伺ったところでもあります。アワビ養殖に関しましてはやはり数年たっておりまして、かなりの予算が費やされておりますので、町民の方々もそういったところも気にしております。ただ、返礼品とかいろいろと町のほうでもご努力はなされておるところでありますので、やはり今後さらにそういった形でまたアワビのPRと遊佐町の特産としてPRができますことを願ひまして、私の決算に対する質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） 先ほど那須正幸委員からのご質問で、勤労者研修センターの使用料において、研修を受けたことで使用料免除はということでごございました。これに関しましては、遊佐町勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例におきまして減免の規定はございませんので、答弁させていただきます。

なお、貴重なご質問もいただきましたので、なお一層利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 私のほうからも、先ほどチャレンジファームの事業の実績の関係で、那須委員のほうへの答弁保留しておりました。

それで、私その答弁の中で、去年よりは多いと思ったというようなことを申し上げましたが、ここで修正させていただきまして、ちょっと私の認識の違いでありまして、実績としては今のところはまず今年度たまたまちょっとないというようなところなのですが、ただ今現在予定している方は2名いらっしゃるというようなことでごございます。以上、訂正と報告をさせていただきます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 以上で2番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時42分）

休

憩

委員長（齋藤 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（齋藤 武君） 直ちに審査に入ります。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 食後に眠気が差すというのは、血糖値の上昇によるものだという科学的根拠があるということでございます。私は科学的根拠を超越した気力で眠気を抑えながらご質問をしたいと思っておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

それでは、一般会計の歳入歳出決算書の第1ページ、項目でいいますと3軽自動車税、ここに収入未済額92万5,800円記載されてございます。これについての状況、ご説明をお願いをしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

軽自動車税の収入未済額92万5,800円ということに記載してございますけれども、こちらについては自動車税、こちらのほうが令和元年10月以降新しい法律によりまして軽自動車税が始まりましたけれども、こちらのほうから以降未収になっている方々の92万5,800円となっております。件数についてはちょっとお出ししていないものですので、申し訳ございませんが、金額でよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 端的に申し上げれば、税金を納めていただけなかったということだと思います。軽自動車税の中には、当然軽自動車に賦課されるものと、あとは2輪車、もしくは私の記憶ですと原付二種も、その他小型特殊自動車、トラクターだとか、耕運機だとか、そういった種類のものも多分含まれているというふうに理解をしております。それで、当然徴収にご努力をなさっているとは思いますが、以前もお尋ねしたことがございます。どうしても現金納付ができなくて、物品で代替すると言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが。差押え物品をオークションにかける、オークションで得た金額を納税の一部金に充当するというような方法もあったと記憶しております。前年度その差押え、この軽自動車に限ったことではないと思います。全体で結構です。この町税徴収に関しまして差押え物件、もしよろしかったらご説明をお願いいたしたいと思っております。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） それでは、3年度の差押えをして、インターネット公売、そちらのほうにお出ししたものということになると思うのですが、そちらについてお答えいたします。

まずは、未納者の方への対応につきましては、軽自動車以外でもほかの税のものと同じように、催告、それからおうちへ行って臨戸、それから電話かけなどを行っている状況でございます。昨年度差押えをしたものは18件ございました。18点でインターネット公売のほうに出展をしております。中身を申し上げますと、例えば車についてはございません。こちらについては全くございませんで、人形ですとか、それから和装小物、それから鍋、年代物の木箱など、送ることができる、可能なものについて差押えをしております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それでは、インターネット公売で売却できた金額なんか分かりましたらよろしくお願ひします。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 落札件数については、11件で2万7,600円となっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それこそ最近古民家を購入して、リフォームをして住むというようなことでいろいろインターネット上に載っております。そこで、古民家の中からいろいろなお宝が出てくる、これは幾らになる、これは幾らになるというような件もございました。それで、この軽自動車税の中には多分原付も入っていると思います。原付なんていう種類のものは、農家さんの納屋の中にナンバーついたままぽっと置かれている可能性というものが少なからずあるのではないかなと思いつつ、当町のホームページで2輪についてはナンバーを返納して届出をしないとずっと税金が賦課される、注意してくださいというような注意喚起が載っているのを承知しております。しかし、税金等を滞納される方がホームページを見ているかという、なかなか難しいのではないかなと思ったりもしております。やはり先ほど課長おっしゃられた臨戸、自分の、直接お宅のほうにお伺いして催促をします。そういう際にこういうこともできるのだというような納税のための一つの方法、納税するための方法的なこともやはり手助けの一助として、こういうこともできるのだ、世の中ではこういうことも、皆さんが価値がないと思っていることも価値を見いだすというようなこともあるかもしれないから、ちょっと考えてほしいみたいな情報提供もあってよろしいかなとも思っております。

それで、先ほども電話でお願いする、自宅に赴いてお願いをする、これも一番最初に申し上げましたが、これ非常にご苦勞が多いのだと思います。それで、一番最初に徴収係の方に対しては、町で徴収手当なるものも必要ではないかということをお話ししましたが、それは公平性に欠けるということで実現はしておりませんが、やはり職員のご苦勞に対する課長の、副町長の、町長の特段のご配慮をお願いをしたいと思います。なぜかという、やればやるほど変な話逆恨みをされるというようなことは、当町ではないかもしれませんが、私がいた関東のほうではそれこそ警護対象になっているということも実際聞いておりました。そういうこともやはりございますので、熱心にやればやるほど苦勞が多いというような職責を全うするためにやはり上司の方々のお声かけが非常に重要になってくるのだと思いますので、その点よろしくご配慮のほどお願いをしたいと思います。一応いいですか。

委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 役場の職員と一口に言っても、それぞれサービスをどちらかという提供する、歓迎される方と、それから役場の中で事務が完遂、完結する方、そして逆に言うと税金の徴収等に考えれば町民への賦課を担わなければならないポジションという形で、やっぱり3つの種類ぐらいがあるのだと思います。専門的な知識とかノウハウを取得するにはやっぱりそれなりの期間はそれは必要だと思いますけれども、行政としては1つの同じ人を同じポジション、賦課をかけるポジションばかりというわけはいかないのでしょうし、逆に言うとサービスを提供して町民から喜んでもらえるポジションとか、そんな形でやっぱりそういう同じ賦課をかけるポジションに長く置かないような配慮をこれまでもしてきたつもりでいます。町としては、国保の収納率が山形県で長くワースト3位ぐらいでしたが、そこで国保にはライフアドバイザーを設置することができると、県からの補助金をいただいたりしてそんな制度を整えてきた時期もあったわけですが、その前は水道が濁って濁って濁って、水道の係だけには配置された

くないというポジションも我が町ではありました。それだとやっぱりあそこには行きたくないというポジションにしないためにはどうあるべきか、これは常に行政として、執行者として考えておく必要があるのだと思っています。

以上であります。

委員長（齋藤 武君） 3 番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 今、町長よりご答弁ございました。そのような姿勢の下で人員の配置がなされているということを理解しました。よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、続きまして今度は歳出のほうで、ページ数でいきたいと思います。26ページの節12の委託料で施設警備保障委託料423万1,406円、これについてのご説明をお願いをいたしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 施設警備保障委託料ですけれども、本庁舎と防災センターに係る機械警備の委託料になります。

委員長（齋藤 武君） 3 番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 本庁舎と防災センターというご説明でございました。昨年度よりも140万円強の増額となっております。この増額になった理由は、どのような理由でございますか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 昨年度新庁舎が開庁いたしまして、旧庁舎と並存している時期がございましたので、そのダブりの期間。あと、警備のシステム新庁舎のほうに来まして、警備が各職員個人ごとにICカード対応いたしまして、それで出入りをするような機械のシステムとなっております。それに合わせて防災センターもそのカードによる入退室というか、施設への入退室のシステムを導入いたしておりますので、その辺の変更等があったことによる増額かと思ひます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3 番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 今のご説明ですと、そのカードによって入退時の確認チェックとでも申しましようか、それが警備保障会社と連動をして、誰が何時に入った、誰が何時に出たというような行動が記載としようか、記録されるという理解でよろしいですか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） そのとおりとしようか、そのとおりなのですけれども、その確認する端末につきましても役場の警備室のほうの端末でも確認できますので、総務の担当で確認することも可能でございます。

委員長（齋藤 武君） 3 番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） いや、私単純にどなたがいつ中へ入って、いつ退庁したかというような行動把握ということではなくて、庁舎の外部的な侵入から守っているというような理解でいたしたのでした。当然外部からの侵入防止という観点から警備保障に依頼をされているとは思ひますが、その外部からの侵入防止に関しましては、遊佐交番が同じ敷地の中にあるような立地条件に今なったわけでございます。そこら辺をやはり考慮すれば、その外部侵入的なやつについては少し考慮としようか、考えてもいいのかなというふ



うにちょっと思ったわけです。ただ、それこそ頼めば、どこかに依頼をすればそれは委託料が発生するというのは、現在では当然の経済でございます。そのところについても、やはり今までどおり、従来どおりの考え方でいいのか。いろいろな機器がちまたでは出ております。そういう機器を最大限に利用した自己防衛ということもこれからは考えてもいいのかなど、以前そういう職に就いていた立場から考えるように至ったわけです。以前は、防犯カメラ等々はそんなに普及していませんでした。防犯カメラがない時代は、やはり警備保障の警備員さんに警戒をお願いするというのは至極当然のことだったとは思いますが、今現在はそれこそ警備員さんの目に代わるものが多数あるわけですから、一考をしていただきたく質問とともにご提言を申し上げる次第でございます。なお、回答は結構でございます。

次に、27ページの節14工事請負費。工事請負費で施設整備工事費の内容と、その不用額が庶民の感覚からするとかなりの高額な不用額と私個人が思いますので、この不用額になった理由とこの施設整備工事内容について少しご説明いただけたらありがたいです。お願いします。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） こちらの施設整備工事費ですけれども、新庁舎の分と防災センターの分の工事費がございます。防災センター分については、KHPコンプレッサーの交換工事ということで37万4,000円、防災センターの自動ドアの取替え工事で70万4,000円等となっております。新庁舎のほうにつきましては、新庁舎の機械警備の工事に610万5,000円。それから、新庁舎工事、本体の工事請負費の完成払いですけれども、3億4,600万円ほど。それから、外構工事の完成払いが4,450万円ほど。今の庁舎本体と外構工事については、繰越明許の分になります。それから、現年度分の予算ということでは、庁舎の解体整備工事1億2,778万円、それから新庁舎東側用地整備工事で5,940万円、防災センター電話交換機設置工事400万円、それから旧庁舎跡地東屋整備工事836万円等々となって、合計で6億円ほどになっております。

それで、不用額のほうが3,722万4,340円あるわけですけれども、これにつきましては旧庁舎の解体工事に当たってアスベストの使用状況が分からなかったということで、最初の建築当時の図面はあったのですけれども、その後増築工事等々行っておりまして、材料の特定ができなくて、そこでの最大限アスベストが含まれている場合の工事費の対応ということで当初予算要求していたわけですけれども、実際解体前に検査したところアスベストはなかったということで、その分安く済んだというところでの不用額となっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） アスベストが出なかったということで理解できました。有害物質が使われなかったということは、非常に町民にとってうれしい限りのことだと思います。

有害物質ということで、29ページのPCB、ポリ塩化ビフェニルですか、PCB廃棄物処理委託料、これ12の委託料一番下でございます、29ページの。PCB、以前火力発電所で、やはりPCB関係で年次を区切って社員を募集したという記憶がございました。そのPCBがまだ残っていたということについてもちょっと驚きでもあったのですけれども、PCB廃棄物処理、これに関してちょっと説明をお願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） PCB廃棄物処理委託料314万1,600円、次のページにかけてですけれども、こちらにつきましては旧菅里中学校に保管をしておりました高濃度PCBの処理費用になります。令和元年度にPCBの処理に係る予算、決算で出ていたのですけれども、そのときの費用につきましては各学校とか生涯学習センター等から古い蛍光灯の安定器をそちらにPCBが入っているということで保管していたのですが、その安定器の中からPCBのオイルだけを別に分ける業務を委託して、そのときに全て油とその機械本体を分ける業務を発注してその時点では終わっておりました。今般そのPCBの処理期限が来るということで、PCB本体の処理を行ったということになります。

あわせて、30ページのPCB廃棄物収集運搬委託料ということで、こちらはそのPCBなのですけれども、高濃度の部分と低濃度のものとの処分する場所が違っていて、高濃度のものについては北海道で、低濃度のものについては群馬県でということで、それぞれ処理費とは別に運搬料がかかっております。旧庁舎にも充電施設の変圧器ということで低濃度のPCBを使ったトランス変圧器あったのですけれども、それについては解体工事と一緒に処分をしたということになっております。この予算につきましては、旧菅里中学校に保管しておいた前の蛍光灯等の安定器から分離したPCBを処理したものであるということになります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今回の件につきましては理解しました。今後こういうPCBが出てきて、また処理に経費が発生するというような予測はあるのでしょうか。それとも今回限りでもう全てPCB関係は処理終了という理解でよろしいですか。どちらでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） PCBを使った安定器等製造中止になってから相当年数たっておりまして、そのPCBを使った機器についてはしっかり調べて使っているものを外して旧菅中に保管していたという状況ですので、今後は発生しないものと思っております。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今後発生しないというご答弁、それで安心をいたしました。

続きまして、30ページのやはり同じ委託料でKHPエアコン点検整備委託料79万4,420円という項目ございます。KHPエアコンという名称で検索をかけたところ、何か軽油を燃料としたエアコンというか、エアコン冷暖房というような説明でした。昨年はなかった項目でございますが、今後KHPエアコン、全体的な問題と点検今後も発生するという理解でよろしいのですか。

委員長（齋藤 武君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） このKHPエアコンの点検ですけれども、3年または2万4,000時間ごとの保守整備ということで、昨年というか、2年度はなかったわけですけれども、3年度に実施したということになります。委員軽油とおっしゃられましたけれども、防災センター地下に灯油タンクございまして、灯油を利用したディーゼルエンジンということになるかと思います。

それで、そのKHPなのですけれども、メーカーのほうではもう製造していない、それから保守部品についても2026年までしか供給しないということのようですので、今後KHPエアコン、KHPをENP、

電気によるものまたはG N P、ガスによるものに交換していく必要があろうかと思ひます。どちらにするかは今後の検討となるわけでございますけれども、部品がなくなれば故障に対応できなくなりますので、来年度に向けてその更新の工事の予定というか、検討をしております。ただ、ガスを使ったG H Pにいたしましても、要はエンジンを動かしての構造になりますので、エンジンオイルの交換等定期点検はこのK H Pと同じように必要になろうかと思ひますので、3年に1度の点検はあろうかと思ひます。電気のほうの保守についてはちょっと情報がなくて、不明なところもございまして、一定ずっと動いているものですので、一定期間での点検は必要になろうかと思ひます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 要はG H P、つまりガスに対してはエンジンをガスで回すという、灯油に代わってガスというご説明でした。電気だと電気モーター、今モーターですから、エンジンオイルも多分ないのでと思ひます。やはり金額的な面も勘案しなければいけないとは思いつつも、やはり将来性を見込めば電気のほうがよろしいのか的にお考えですが、まず最善の方法でこのK H Pエアコンの交換をお願いをしたいと思ひます。了解しました。

続きまして、31ページ。31ページの企画費の節12委託料の測量調査等委託料3,840万4,800円、これについてのご説明をお願いをいたしたいと思ひます。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの測量調査等委託料につきましては、パーキングエリアタウンの整備関係の測量委託料になります。こちら3,840万円ほどありますけれども、9つ契約いたしてございまして、まず1つにアクセス道路の詳細設計。交差点の詳細設計及び地盤解析等というようなところで1,700万円ほど。それから、用地の測量、これが1,173万4,000円と。それから、上下水道の事業検討業務、これもコンサルのほうに委託して実施をしております。水道、下水道のないところへの建設ということになるものですから、そういったことを検討しております。あと、続きまして、官民連携基盤整備調査費というようなことで、これは今年度へのまた繰越ししながら実施している部分ではあるのですが、道の駅の移転整備に係る基盤整備検討調査業務というようなことで、事業者に対するヒアリング調査ですとかサウンディング調査、様々なそういった調査関係の委託というようなことで599万円になります。あと、事業予定地の不動産鑑定ですとか、あとP A Tの整備の推進委員会に係る会議の開催支援、これもコンサルタント会社のほうに資料等の作成等の委託と。あと、道の駅鳥海の現在の交通量調査、それから役場の業務で使うC A Dシステムの追加保守と、それから整備予定地周辺の農地排水路の測量調査というようなことで、合計しましてこちらの金額というふうになっております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 目に見えて工事の進捗が図られているということだと思ひます。非常に高速道路本体も延びてきて、着々と進んでいるように思っております。町民の期待も非常に大きいと思ひますので、その期待に応えられるように今後も鋭意努力をお願いをしたいと思ひます。ありがとうございます。

続きまして、32ページの節13使用料及び賃借料、ここに自動体外式除細動器リース料37万2,240円、この記載があります。このAEDについて何台あるのか、ご説明をお願いします。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答え申し上げます。

このAEDの設置につきましては企画課で持っているということで、これはまちづくりセンターのAEDの設置でございます。こちらなのですけれども、まちづくりセンター、稲川、それから蕨岡、西遊佐。西遊佐は、西遊佐のまちづくりセンターと、あそこ体育館があるものですから、2台まちづくりセンターと体育館とそれぞれ設置しております。あと、高瀬と吹浦ということで、合計6台になっております。遊佐地区のまちづくりセンターにつきましては生涯学習センターと併設になっておりますので、こちらの企画課のほうでは支出していない形になります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ただいま6台を管轄しているというお答えでございました。ほかに各課でAEDかなり多く使われております。その値段を、このリース料を見てもと同一ではないということに私気がつきました。1台6万4,680円という記載のあるAEDもございました。それよりもずっと安価でリースしてもらっているAEDもございました。やはり町のためには、多分AEDの性能にそんなに差はないと思います。そんなに差がないのに金額的に差があるということについて、やはり統一的なものを大量に、経済ですので、課でやるのではなくて、財政とかそういうどちらかのところで、ここがいい、皆さん、その仕様でいきませんかというような施策も金銭的な面からあってもよろしいかなと思いますので、ご一考していただければありがたいと思います。この項につきましては終わります。

それでは、33ページの18負担金補助及び交付金の中で、I J Uターン定着激励金10万円、これについてのご説明をお願いをいたしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答えいたします。

このI J Uターン定着激励金は、町内に移住というか、転入いたしまして、庄内北部定住自立圏内の事業所に正規雇用された方、勤務地もこの庄内北部定住自立圏内というようなことになるのですけれども、そういったUターン、就職した40歳未満の方というようなことでこの激励金を給付しております。こちら家族1人当たり10万円というようなことなのですけれども、世帯、扶養家族とか一緒に移住してくる奥さん、子供とかいる場合は、1人につきプラスまた10万円と。最大30万円上限で給付するようなものになっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今40歳未満というご説明でございました。以前若者定住住宅等の項目で、この40という数字が果たして妥当なのかどうなのかというようなことになったこともあったやに私記憶してございます。40歳未満というその制約を設けたこの理由、何か明確な理由等はあるのでしょうか、お願いします。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答え申し上げます。

これが定住促進の計画をつくっていく段階において、やっぱり我が町で一番不足しているのが生産年齢層の人口のそこで増やしていかないと、町内経済、それから子供、次世代の増加、そういったものにつながらないというようなことで、幅広く支援するという考え方もあるのかもしれませんが、やはり限られた予算を効果的に使うというような観点からこれは40歳未満ということで、それ若者ということで堅持させていただいてこちらの制度設けさせていただいております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 若者非常に重要です。理解いたします。しかし、その若者というくくりでいくとなかなか対象にならない。ですから、この若者プラスシニア、そのシニア枠もあってもよろしいのかなと。ぜひ若者以外のシニア枠、中年枠、老年枠、どれでも結構です。やはり遊佐町に来て働いてくれるという意識を持って来られる方は、非常に重要だと思います。そういう観点からも、40歳未満ということ、くくりがあっても結構です。でも、やはり40歳以上も大事だと思うのです。ですから、それこそ1人10万円です。1人しか入ってこられなかったわけですから、今コロナ禍ということで大変な時代であることは承知しております。このコロナ禍が収束した後、やはり年齢を問わずに遊佐町に来て働いていただけの方をやっぱり来ていただくには、それなりの枠を設けない方法もあるのではないかと。今後それこそいろいろなことが複雑に絡み合っております。我々それぞれ65歳以上、高齢者と言われる人間も、やはり働くという意思を持って生活をしないと今後いろいろな面で国が成り立たなくなるような状況下に、ちょっと話が大きくなりましたが、やはりどうしてもその枠つくってしまうとその枠以外から外れる方の対応に苦慮せざるを得ないということもあろうかと思っておりますので、ご一考のほどをお願いをしたいと思います。

それでは、37ページの項でいくと3戸籍住民基本台帳費の中の12委託料の戸籍総合システム改修委託料、これが55万円ということでございます。昨年度は、1,033万円というかなりの金額でございました。これがどのような理由で55万円になったのか、ちょっとご説明をお願いをしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 戸籍関係事務費の戸籍総合システム改修委託料55万円につきましてご説明申し上げます。

これは、令和2年度に1度改修をいたしました国外転出者によるマイナンバーカードの利用に係るシステム改修、これが令和2年度に1度行われております。その一部が1,033万3,400円となりますけれども、この令和2年度中に行うことができなかつた部分について、令和3年度に実施したものととなります。この部分が55万円となります。この改修によりましてマイナンバーカードを取得して国外に転出した後、また再度国内に転入されたときも同じ個人番号を使うことができるようになるものとなります。当初システム会社のほうが令和2年度中に業務が間に合わないということがありまして、その一部を令和3年度に持ち越した部分となっております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 町民の利便のための施策だということは理解しました。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして41ページの款の3 民生費のうちの節12委託料、先ほど1 番委員の質問に対する答弁にも一部ございました高齢者等生活応援商品券事業委託料、これについて私も少し質問をさせていただきたいと思ひます。今現在、それこそ諸物価高騰、全てにおいて下がっているものがない状況でございます。それで、65歳以上、つまり年金生活者の年金におきましては、2022年は2021年に比べると0.4%減額になって支給されております。来年までこれは続くわけだと思ひますが、そんな状態時にこの諸物価全てにおいて上がっていると言つても過言ではないと思ひます。3 年度におきましては、その対象になった方から好評を、高い評価を得たというような理解をしておりますが、これについては福祉課長、何かございせんでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この商品券事業委託料につきましてですけれども、対象としましては3,634世帯で、1 世帯500円の20枚で1 万円の商品券を配布いたしましたところでありまして。全部でどのくらいの枚数を配布したかといいますと、500円の商品券で7万2,680枚配布しまして、そのうちその商品券を使用した数としましては7万1,149枚使用されております。率にしまして97.9%の商品券が使用されたということになりまして、ほとんどの方がこの商品券を活用していただいたということになり、皆さん家計の支援になったと考えています。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3 番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） これは経済対策としてペイペイの割引も当町でやられたわけですけれども、やはりペイペイですと町の方以外にもある程度の恩恵と申しまししょうか、経済活動に資するところであるのは理解しております。しかし、この商品券におきましては、やはり直接町の経済に寄与するものだと理解をしております。先ほど言いました年金生活者の年金は下がっている状態で諸物価高騰、今後町長経済対策打たれるときにやはり前年度実施した今事業についてご一考をいただきたいと思ひのですが、それについてのご所見何かございせんでしょうか。

委員長（齋藤 武君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今年の春、年金の引下げという情報がありましたけれども、国のやり方でこんな諸物価高騰しているときに年金引き下げたら、うちの町でも実は年金世代が一番今多いわけですから、苦しいであろうかと、何でこんなことをやってしまうのだろうかということ非常に私は疑問に思ひました。今まだ国会開いていせんので、どういふ補正予算が一応審議、先見通せないということ。非常にやっぱり、いや、国会議論というのはいいも悪いもオープンに議論されますので、そういう議論の中で政策がこれ知られてよい、悪いと議論し合うのは非常にいいことだと思ひていますが、町としては昨年も電子決済サービスだけでは駄目だといふこの議場でもお話をいただいて、では本当に困った方、ペイペイ使えない方という形で、1 万円の商品券という形をさせていただきました。今、新型コロナ交付金の状況、補正をすると伺つていますが、どこに使えるかといふのはまだ分からない。やっぱりそういう国の情報しっかり見つけ出して、県とともにそのような制度、やっぱり必要だと思ひています、そういう制度。その辺の可能性についてやっぱりしっかり県と打合せをして、それが今後使えるのであればそのような形も町民生

活には必要なものという意識の中では重要なことだと思っています。

以上であります。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私からはよろしくお願ひしますとしか言いようがございません。やはり町長もおっしゃいましたけれども、年金生活者の生活は多分苦しいのだと思います。よろしくご配慮をお願いいたします。

それでは、67ページの12委託料の山岳トイレ、このところに滝ノ小屋、御浜、山頂等々トイレのことが記載されてございます。この件につきまして、次のページまでずっとトイレ関係なのですけれども、山岳トイレヘリコプター輸送委託料、これが519万円。トイレに軽油、燃料等々を搬送する経費の一部ということのご説明受けましたが、雑入のほうでトイレの協力金43万2,220円という金額が出てございます。鳥海山も日本百名山の中のトップクラスの山で、人気が高い山であるのはそれこそ町内我々承知の上だと思っております。

それで、富士山の山岳トイレは、全て200円の協力金をもらっているのだそうです、200円。やはりこれも協力金という名目でしたが、任意の協力金というわけでは成り行かない状態ではないかと思っております。やはり自然環境を守るためにはそれなりの負担をしていただくということを言いながら、その200円、100円でもいい、最初100円にしてしまうとずっと100円になるかもしれません。でも、やはりそれはかかるわけですから、今現在この自然環境もうあちらこちらで言われている時代ですので、山に登る余裕ある方は嫌だということは多分ないのではないかと思います。この経費幾らかかっているのかということもやはり明示をして、ある程度自発的な協力金の、遊佐の観光協会のホームページにチップボックスに浄財をご協力くださいという名目のことが記載されておりますが、やはり抜本的に見直す時期ではないかと思いますが、いかがですか。

委員長（齋藤 武君） 荒木企画課長補佐。

企画課長補佐（荒木 茂君） お答え申し上げます。

チップボックスにつきましては本当に善意によって支えられということで、かなり多くの人に浸透しているというようなことであると思っております。特にガイド付きのツアーなんかでは、ガイドさんからぜひチップをお願いしますというようなご説明などもさせていただいておりますので、そういった形で浸透しつつあるのですけれども、中にはそういうことを知らないで来る方、特に初心者的な登山者とか、山にお金を持っていくものだと思っていない方なんかもらっちゃると思います。そういった方へ周知をしながら、なかなか有料化というふうになりますと、ではトイレではないところで用を足してしまったりとか、いろんなまた別の面で問題が発生する可能性もあります。生理現象でもございますので、そういった方に対してはまずやむを得なくというか、お金入れなくても使ってもらえるよと。完全に有料化、お金入れないと扉が開かないとか、そういうふうになってしまうとなかなか別の面で難しい点も出てくるのかなということで、今考えられるのはこのチップを入れるという習慣をぜひ登山者の方からは持っていただきたい。開封してみますと、中身はやっぱり1,000円札入っているときとか、500円玉が入っているときとか、いろいろと自分の気持ちに合わせて入れてもらっているようですので、その辺登山者のルールの徹底といいいますか、意識の向上を図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 1,000円札、500円玉入っているというお言葉でしたけれども、何せ43万2,220円、金額見ればその1,000円札、500円がもうかなり数的には低いものだと思います。ぜひモンベル等のほうにも働きかけをしてやはり山人に呼びかけをお願いして、もっと快適に登山できるようになるように祈念して私の質問は終わります。ありがとうございます。

委員長（齋藤 武君） これで3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私は、まずマイナンバーカードについてお尋ねしたいと思います。大変話題になるそのカードですが、3年度末で発行枚数は何枚ですか。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 令和4年3月31日現在で、交付件数につきましては4,814件となっております。町民全体の35.94%となっております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 実は先日、日曜日だったと思うのですが、私のところに客がありまして、吹浦の人なのですけれども、散歩の途中でおまへのところに寄っていいかという話だったのです。88歳のお年寄りなのですけれども、吹浦から升川まで片道歩いて、平気でまた当然帰るという方でした。それで、その方と色々な話をしていたのですが、その中でマイナポイントの話になりまして、娘さんが強く進めるので、マイナポイントを取得したのだと、この間。苦労したけれども、やっと取得したのだという話でした。それで、彼はそのカードを見せようとしたら、散歩の途中ですからウエストポーチですよ。ウエストポーチ開けたらないのですよ、そのカードが。それで、これはたまたま忘れてただけだと思うのですけれども、多分これ今5,000枚近く発行していたのですけれども、それで何かなくしたというそういうような、そういうことが出ざるを得ないと思うのですけれども、実績としてはどうなのですか。その紛失というふうなことがはっきりしているようなものありますか。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） マイナンバーカードの紛失ということでは、はっきり私どものほうでは把握はしておりません。ただ、再交付をしたいということでおいでになった方は、令和3年度1件、1名いらっしゃいましたので、その方の分だけは把握しております。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 紛失しても本人がまた必要だと思わなければ再交付の申請をする義務はないわけですか。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 再交付する義務と申しますか、紛失届というような形でお出しいただくことになるかと思っております。ですが、もう必要ないという方につきましては、ただ紛失届だけをして再交付は行わ



ないという形になります。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 4 番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 紛失届というのは義務としてあるわけですか。そうですか。今回は実績として再交付の申請出ているのは1名というお話で、これが決算書の何ページでしたっけ。7ページかな。個人番号カード再交付手数料800円、これですね。このように1件ということなのですけれども、私は何か将来これが多分こんな数字では済まなくなってくるような気がします。

それで、あとそれよりも何よりも私が心配なのは、なくした場合どうすればいいのだろうと。今マイナンバーカードいろんな多機能化というのか、健康保険証とひもづけたりということが実際行われていますよね。実際そのマイナンバーカードをなくした場合、紛失して探せないという場合に、それでも医者にかからなければならないというふうになったときはどういうことになるのですか。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 紛失をした場合についてお答えいたします。

まず、基本的に紛失をしてしまった場合は、警察、駐在所、そちらのほうに遺失物届というものを一旦提出をしていただくことになります。皆様のほうには周知はしておりませんので、今後そういった周知はしてまいりたいと思いますけれども、これは電話でも可能ということで、まずは駐在所のほう、警察のほうにご連絡を一報いただきます。そして、マイナンバーカード総合フリーダイヤルというのがあるので、そちらのほうにも止めていただくと、中の電子証明書を止めていただくということで一旦電話で連絡をしていただくということがまず基本2つになります。その後当町窓口のほうにおいでいただいて、再発行の方は先ほど申しあげましたように、800円という手数料をいただいて再交付の手続を行います。ですが、再交付というのは初めて申請を行った場合と一緒に、大体申請してからマイナンバーカードがお手元に届くのが3週間から一月ほどかかります。ですので、お聞きの1か月間ではどうすればいいのだということになるかと思うのですけれども、健康保険証マイナンバーカードと一体化をしていたとしても、国民健康保険加入者には年に1回必ず健康保険証が送られます。ですので、それがマイナンバーカードが例えば仮に不明になったとしても、その健康保険証を持参をするということで受診がまずは可能にはなります。現在、健康保険証はいずれ廃止になるということで検討されているのでございますけれども、廃止になったときでもマイナンバーカードの紛失に伴いまして健康保険証を即時に再発行できるということで今調整中のようにございます。国民健康保険については以上でございますが、社会保険の加入者の方については、はっきりした情報がちょっとないのでございますけれども、受診できなくなるようなことはないように調整されているものと思われま。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 4 番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 国民健康保険証はいずれ廃止されるというのは、それは決まりなのですか。既定路線なのですか。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 国民健康保険係のほうに確認したところ、そのように調整を今しているところ

ですということでございますので、調整中ということで、すみませんが、お願いいたします。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 何か確定というふうには言えないみたいな気がしたのですけれども、分かりました。ともかく、でも実際なくした場合、その本人、それから高齢者の場合家族、相当混乱すると思いますので、それどういう手続が、どういう手順ですればいいのかということは、やっぱりいつでも聞かれたら答えられるようなそういう仕組みが必要だと思います。

委員長（齋藤 武君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 委員のほうから提案ございましたように、やはり今現在8月31日現在で50%以上の方々から申請をさせていただいております。ということは、やはり高齢の方も多ということで、紛失されるということも非常に私どもでも心配しているところでございますので、広報のほうにマイナちゃん情報局というのが毎月掲載されておりますけれども、11月以降そういった方々のためにどういう手続をすればいいのかということで情報をお出ししてまいりたいと思います。

なお、先ほど紛失届のことをお話しさせていただきましたが、誤りありましたので、1点訂正させていただきたいと思います。再発行をお望みの方は紛失届というのが必要となります。再発行を求めない方については廃止届というものが必要になりますので、どちらか必ずお出しいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） いずれにせよ、今お話しになったようなことを分かりやすく伝えられるようにしておくべきだと思います。よろしく申し上げます。マイナンバーカードについては以上です。

次に、後期高齢者の医療特別会計についてお尋ねいたします。後期高齢者の医療特別会計上で、予算規模というのはどのくらいの規模になりますか。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 後期高齢者の特会については、約1億9,000万円ほどの金額となっております。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 例えば歳出で占める大宗は1億8,000万円の広域連合納付金、これがその大宗ですね、歳出の中で占める。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 歳出のほうで一番大きい金額としましては広域連合納付金ということで、1億8,700万円ほどの金額がほとんどとなっております。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 特別会計で見ると1億8,000万円くらいの規模になるわけですが、これは後期医療全体で見るとどれくらいの規模になるかというのが行政報告の中に出ていますね。どれくらいの規模になりますか。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えします。

行政報告書の52ページのほうに、療養給付費、療養費合わせて23億4,100万円ほどとなっております。  
以上です。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） すると、例えばこれ大まかに言って特別会計規模が2億円というか、ここでいう歳出は1億8,000万円、2億円だとしても、その10倍以上の実際医療費がかかっているわけです。この負担はどのようなあれで誰が負担しているというようなことを大まかでも結構ですから、お知らせいただきたいのですが。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 説明いたします。

この23億円の金額について、町民が医者にかかった金額について広域連合のほうから資料頂くようになりますけれども、この後期高齢者医療制度については県一本でまずやっている事業になります。その内訳というか、割合について大まかに説明いたしますと、まず74歳以下の方々が負担している分が約41%、それから国の調整交付金として8%、それから定率の国庫負担としましては24%で、県の負担分が8%、それから市町村の負担分が8%、あとは保険料ほとんどの方が1割を負担していると。そのほかに保険料の軽減分として、基盤安定制度ということでもたその分負担しているというか、補填されている部分が財政的にあります。割合としてはこのような割合となっているところです。

それがこの特別会計のほうにはどうなっているかと申しますと、特別会計の歳出のほうの1億8,700万円については、この医療費を支払っているのではなくて、保険料と、それから保険料の軽減分、基盤安定制度で入ってくるお金、その分がこの広域連合納付金の内訳となっているところです。実際にでは医療費というか、療養給付費の分をどのように町が負担しているかという、先ほどの町負担分8%の部分になりますけれども、事項別明細書の中の44ページになります。事項別明細書の中の44ページ、上から4段目の後期高齢者療養給付費負担金1億7,900万円がありますけれども、これが先ほどのいわゆる市町村負担分8%の部分になります。ですので、後期の特別会計のほうでは、実際には負担というよりはその集めた保険料と保険料の軽減分を納めているという、あと事務費を納めているという内容となります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今年の10月から後期高齢者の負担割合が2割になるということもあるものですか、この際後期高齢者老人特会についてお尋ねしました。大変複雑な制度であるということは理解いたしました。以上で結構です。

あと最後に、さきの方で既に尋ねられていれば、大変聞き漏らしたので恐縮なのですが、45ページの18節負担金補助の一番最後の臨時特例給付金300万円というちょうどの数字、この説明は終わりましたっけか。終わりました。この説明もしまだだったら伺いたいのですが。

委員長（齋藤 武君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この臨時特例給付金についてですが、先ほどちょっと話も出たところでは

ありますけれども、子育て支援給付金の関係で児童手当の特例給付を受けている方に対して1人10万円の30人分、300万円を支払ったものであります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私がよく聞いていないので、重ねてのお尋ねで失礼いたしました。

以上で結構です。

委員長（齋藤 武君） これで4番、佐藤光保委員の質疑は終了いたします。

7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 一応昨日は調査日でした。ただ、運悪く飼料用米の集落の割り当て日でした、何もしないかという、車のほうに自分のタブレット持って行ってちゃんと調査はやってまいりましたので、その辺中心に質問をさせていただきます。

一応最初に、産業課のほうにお尋ねしたいと思います。今回は農林水産の水と林についてお尋ねしたいと思いますが、最初に水産業成長産業化支援事業についてお尋ねをしたいと思います。一応ちょうど1年前の549回の議会のほうで提案になった案件であります。当時の概要書を見ますと、水産業成長産業化支援事業補助金、県が3分の1、町が6分の1というふうに概要に記載をされている状況がありました。一応歳入のほうでは15款県支出金でずっと省略しますが、水産業費補助金ということで予算が177万3,000円なのですが、決算では11万6,000円ほど減額になっても165万7,000円ございました。歳出のほうは申し上げますと64ページになりますが、決算では248万9,000円ということになります。一応先ほど申し上げましたが、この案件については9月の補正に上程になって可決になったわけですが、一応この補助の申請者といえますか、補助先がどこなのかということと、予算書と決算書、決算額について若干開きあるものから、議会のほうに上程なった後に審査があったのかどうか、その辺について質問させていただきます。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 水産業成長産業支援事業の予算と決算の状況でございます。この事業につきましては、当初予算を計上するに当たっては要望調査を行いまして、一定の金額で積算して予算計上を行いました。事業の申請を行いまして、その申請をする際に当初予算計上する段階で申請を希望していた方が申請を取りやめたり、あと実際の事業の実施の内容に多少内容変更が生じたということもありましたので、決算においては減額決算となっております状況でございます。

申請者につきましては、今回は4件申請がございまして、4件の採択ありました。内訳としましては、箕輪鮭漁業生産組合さんと高瀬川鮭生産組合さん、あと遊佐町めじか地域振興協議会さん、あと最後に個人漁業者の方が1件というふうなことでございまして、

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 一応申請をいろいろ状況があつてやめた方もいらっしゃる。基本的には、内水面漁業の3件等が個人的な方ということで承りました。一応この件についてはこれで質問を終わります。

次に、先ほど言ったとおり、山のほうの林のほうに移っていきたいと思います。一応決算書見ますと草刈りという3文字がありまして、一応直接タブレットで検索しますとヒットした箇所が2か所ほどござい

ました。歳出のほうを見ますと、53ページのほうの4款衛生費のほうで、以下省略しますが、予算額702万円ほどあるわけなのですが、決算書を見ますと里山保全地域草刈り委託料ということで4万円がございませぬ。

それから、歳出の6款の農林水産業費、以下省略しまして委託料のところ、予算額は3,769万円のうち、決算額としては林道草刈り委託料ということで11万8,140円の記載があります。この決算書に記載されている草刈り委託料については、実施の場所、それからその委託先と申しますか、その実施について質問をさせていただきます。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

林道の草刈り委託料11万8,140円でございます。こちらの草刈りに関しては、林道のまず草刈りについてそれぞれの集落と管理組合等の管理組織さんをお願いして実施していただいております。ここに計上させていただいている委託料は、松くい虫防除のための薬剤散布をする際や、あと12月のボランティア団体による森林整備活動の際に、そういった活動を行う際に支障となるそういった箇所の実施の前段階で草刈りを行うためのものございまして、場所としては林道の中藤崎線、下藤崎線、十里塚一比子線というふうなところになってございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 今説明いただくと、車通路というか、西浜のところの部分のようでございます。

12月のボランティアというような際に支障のある部分ということで課長の今答弁ありましたが、たしか12月の初めの土日のあたり来て実施をされていると。このことについては、西浜地域ということでの理解はいたしました。

それで、ちょっとここで課長のほうに質問させていただきます。今答弁いただいた以外に、実は私も林道組合と申しますか、森林関係の組合がどこかにあるわけですが、2つの組合に所属はしております。私の近所の升川のほうにも2つほど組合があるようですが、その部分例えば町民とか林道組合などから林道の草刈り等の部分は、今のやつは理解いたしました。役場というか、産業課のほうに要望が出ている要望はないのでしょうか。というのは、やはり山林の所有者も高齢化をしてきて、毎年草刈りするのも非常に困難だというような話も聞こえてくるものですから、そういう要望がないものかどうかちょっと質問をさせていただきます。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 水産林業係が担当になりまして、所管産業課ということになりますけれども、今現在そういった要望等があることは把握していない状況にあります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 今は来ていないということですが、私に声かかるということ、いずれ役場のほうにも要望が上がってくるのかということも考えられます。かなりやはり昔の先代からの引き継いで管理をしているのですが、そういう世襲の中で管理はしているようですが、やはり先ほど言ったとおりに高

齢化が進んでいるというようなことで話もありましたので、まず後ほどまた触れますが、ここで一応この質問については終わります。

次に、先ほど2番委員のほうからも質問されてしまいましたという言い方悪いのですが、林道改良工事についてお伺いします。先ほど2番委員の質問したとおり、歳出のほうで農林水産業費のところへ99万円ほど林道改良工事費ということで計上をされております。これに対して歳入のほうの17款の寄附金のところで39万6,000円の決算、林道改良事業受益者寄附金ということで計上されております。これが恐らく関連があるのだろうということで自分なりには認識をしておりました。詳細については先ほど答弁ありましたので、これ先ほどの答弁を聞いて理解はしたところですが、ちょっと質問させていただきます。この第6款の農林水産業費の14節の工事請負費のところにこの予算が計上されておりますので、これはあくまでも補助ではなくて、町のほうで事業主体的には町がなって進めている工事なのかをお伺いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 工事の内訳としましては、あくまでも町が主体となって行っている工事でございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 先ほどの答弁では、地域の組合がどうしても困難な工事という表現が課長の答弁であったと理解をしております。主体がどこでどうあれ、まず具合が悪いから当然実施をして直すわけですので、その辺町のほうで主体となって進めるということであればそれなりには理解はするところです。

次に、森林環境譲与税に関する事業について、関連する項目について質問させていただきます。一応令和3年度において森林環境譲与税、令和元年よりたしか、本当は令和6年からですが、先行して国のほうからいただいている状況もありますが、歳入のほう見ますと2款の地方譲与税のところで決算額が998万9,000円、それから16款の財産収入のところでその利子が1,263円ということで、それを歳出のほうでは基金に積立てをすると。足すと999万263円、そういう決算の内容であります。

それで、ちょっとここから具体的に入りますが、ページの18ページになりますが、一応基金のほうから18款の繰入金ということで一般会計のほうに繰入れをしている中身ですが、3項の基金繰入金ずっと省略しまして、1節の基金繰入金のところ、当初予算ではこれはありませんでしたが、昨年の9月補正で松くい虫の防除事業の町単独分ということで256万円を補正をしているようでございます。最終的な決算額は653万4,000円ですが、実は今年の4月19日の556回の臨時会あったときに、専決に関する報告がありました。もう一度申し上げますと、譲与税のほうから653万4,000円繰入れをしているわけなのですが、専決の報告の中の額397万3,000円、これは4月19日の臨時会で報告があったわけなのですが、この繰入れの詳細についてと専決処分に至った背景といいますか、その辺について質問させていただきます。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長、答弁できる範囲で答弁お願いいたします。

館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、私が答弁できる範囲ですけれども、9月補正と4月の専決で合計653万4,000円の森林環境譲与税活用基金から一定繰入れをされているというような中で、ではこの繰入

金額は何の事業に充当したのかというようなことになりますと、産業課のほうで所管しております意向調査対象森林抽出業務委託料の291万5,000円と、あと青塚のほうに防風柵を設置しておりますが、その防風柵の設置委託料に142万5,600円支出しておりますが、その分と、あと町単独の松の伐倒駆除を行った松くい虫防除委託料として219万3,400円ということで、この3つの事業についての充当というふうになっております。

あと、繰入れのタイミングとか、あと専決処分に至った背景等になりますと財政運用の点からというふうなことになりますので、私のほうからのお答えというふうにはならないのかなと思います。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 一応私もそのほかにも聞いたわけではないので、どういう事業に使ったのかと、そういうことを確認したくて質問しただけですので、あくまでも今の答弁でよろしいかと思えます。確かにアンケート2年くらい継続してやったのかなと思いますし、もう一つは先般の補正でも出ていた防雪柵でしたか、ちょっと度忘れしましたが、防風柵ですか、あれにも使われたということの内容のようでございます。ちょっと専決の中だったものですから、ちょっと詳細に把握できなかったものですから、あえてどういう事業に使ったのかを質問させていただきました。

ちょっとここで、後ほど関連しますので、申し上げますと、今の森林環境譲与税、これに関しては31年の3月の529回の議会で関係する条例設定をしております。森林環境譲与税は、同じことを何回も申し上げますが、令和元年の3月で成立をして、本当は来年から国民全般に個人住民税の均等割と併せて1人年額1,000円をもらうと、そういうことは理解をしております。ただ、先行して今交付いただいて、今までやったものはどこかで調整して国のほうで処理をするというようなことでございます。それで、この森林環境譲与税、これは県並びに各市町村のほうに交付はなると、それも理解はしております。

それでちょっと申し上げますと、実は制度上のこの譲与税については、私認識が間違っていたら訂正願いたいのであります。市町村が行う間伐や林業の担い手育成、木材利用の促進などに活用すると、それが制度に載っておりました。目的でありました。あくまでも間伐や林業の担い手育成、木材利用の促進などという目的となっておりましたので、これも過去のこと申し上げまして申し訳ないのですが、当時30年6月の議会で今農業関係については農業振興協議会もあるわけですが、今後の状況を踏まえて当時仮称でしたが、林業振興協議会的なもの設置はないかということで質問したところ、現段階では考えておりませんと、そういう答弁をいただきました。現実的に先ほど答弁いただきましたが、譲与税の基金のほうから先ほど言ったとおり653万4,000円ほど繰入れをしております。基本的にはアンケート調査の実施とか予算執行等はやられているわけですが、先ほど聞いたいろいろな事業、柵とかそういうものについて実施をされた実績はあるわけなのですが、ちょっと先ほど戻りますと市町村が行う間伐や林業の担い手育成とかそういう部分と若干乖離している部分があるのかなと自分なりには認識をしますので、その辺について産業課長の所見等ありましたら答弁お願いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

先ほど申し上げました3事業について、今回というか、令和3年度はそういった基金から一定繰入れを

して事業に充当させていただくというような流れの中で行っているわけですが、その活用につきましては産業課所管と、あと一定財源を取り扱う、財政を所管する総務と一定調整を行った上でその事業を実施しているというところで、庁内での協議の中で決定しているところでございます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 私の考えだけです、特に問題がなければそれで、私はほかのことは申し上げません。

次に、ちょっと決算の審査の中身で、今の質問しました内容について関連するようなことですが、若干申し上げたいと思います。令和4年度で今地域生活課のほうで償還でありまして、二酸化炭素の排水量の推計並びに農業分野の二酸化炭素の吸収効果などについて、ゼロカーボンに向けた数値の見える化というものを現況調査令和4年度で今やっているというふうに認識しております。ちょっといつか忘れましたが、前の地域生活課長に質問した際にも調査の概要としては前年度の話の内容でございましたが、温室効果ガスの排出量の推計、それから町内の再生可能エネルギー生産量の把握、3点目が農業分野におけるCO<sub>2</sub>吸収効果の推計、これらが見える化すると、そのような答弁をいただきました。あえてここで申し上げたいのは、よく言われます地球温暖化というものがいろいろ論じられますが、一方1つは二酸化炭素を出さない排出抑制であるとは思いますが、ただもう一つが森林による二酸化炭素の吸収固定、これもバランスを取ってゼロに持っていくというのがゼロカーボンだと認識をしております。

ただ、ここで申し上げたいのが、ちょっと自分のことを含めて申し上げて申し訳ないのですが、京都議定書でいきますとこの森林吸収量の算入対象となる森林は、1990年、平成2年に人為活動、例えば植林、再植林、森林経営が行われている森林だと、そういうようにある国のところの省庁だか忘れましたが、載っておりました。今の見える化の調査に基づいてから次のステップにつながるとは思いますが、ちょっと自分のことを申し上げますと大変申し訳ないのですが、自分の先代、長坂のほうに約6ヘクタールの杉の植林をしました。これも当然そういう吸収に貢献できるのかなと、そう思っておりましたが、いろいろ自分が調べますと、当時林業関係を拡大造林政策ということで農水省関係の事業ありまして、それにのっとってやったのですが、樹齢は40年ほど経過をしておりましたので、はっきり言えばこの吸収の該当にはならないと数年前理解をしたところでございます。ちょっとそういうこともあるのだということでここで申し上げたいと思います。

それで、最後にこの部分のまとめに入りますが、先日臂曲地区の行政処分取消しと請求事件、皆さんご承知のとおり町側の全面的な勝訴で終わったわけなのですが、やはり鳥海の恵みというふうによく皆さんおっしゃいますが、鳥海山系の水源涵養とかそういうものについても、やっぱりもう少し東山のほうにも目を向けていく政策も必要ではないかと。ぜひこの辺も、あくまでも今日は決算ですので、意見等は控えるべきだと思うのですが、その辺についても検討を今後していただければなというのが自分の考えであります。

それで、先ほど工事、私要望があるということで申し上げましたが、正直言えば河川の草刈り、あれについては、基本的にはやる業者さんの方も割が合わないということで単価等増やしてきた経過があります。それと同じように、例えば先ほど今後役場のほうに来るかもしれないということ申し上げましたが、いろ



いろな予算的なものもあるかもしれませんが、やはり地域や組合のほうから要望があった際は柔軟に対応していただければなど。それはあくまでも自分の思いであります。一応これで産業課のほうは終わらせていただきます。

次に、地域生活課長のほうにお尋ねします。ちょっと項目的には小さいのですが、72ページのほうに8款の土木費、2項道路橋梁費、道路維持費、報酬のところでは決算額が204万734円があります。過去の決算を見ますと、令和2年度にこの同じ節ですか、199万円ほどありますが、令和元年度は作業員賃金のところにはほぼ同額があります。これについては地域生活課の中に2名の方がいらっしゃいますが、パトロールといますか、あの方の報酬なのかお伺いします。

委員長（齋藤 武君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

会計年度任用職員の報酬ということになります。今、委員おっしゃられるとおり、令和元年度は作業員賃金ということで賃金の取扱いになっておりました。令和2年度から町の臨時職員、事務職員も含めて位置づけ変わりましたので、令和2年度から会計年度任用職員という扱いで、現在道路パトロール、道路作業員2名のお見込みのとおり報酬ということになります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） あえて2人の名前申し上げません。2名の方については本当に、実は私もある日曜日でしたか、動物の死骸を発見しまして、公道上にあったものですから、役場のほうのたしか警備保障に電話しましたらこの2人の方の1名がすぐ飛んでまいりまして、処分をした経験がたしかあったと思います。いろいろ多面的なこともやっているのかなと思います。

それで、ちょっと表現悪いのですが、この方々のことを申し上げるわけではないのですが、基本的に実はあえて申し上げます。樽川の部落、私の住んでいる部落の西側の道路については舗装はされていますが、町道ではありません。農道です。ある昔の町の職員の方が非常に頭を使っていたいてあそこを舗装してもらったのですが、なかなか単なる上にアスファルトを置いただけなものですから、しょっちゅう穴が空きます。基本的に、先日も穴空いているものですから、また課長のほうにでもお話ししようかと思いましたが、おとといですか、もう完全にアスファルト来て、補修をされている状況がありました。そんなふうはこの2人の方パトロールしながらやっぱり随時回っているのかなと、そのようには理解をしました。

もう一つは、なかなか町道といっても、町道のように見えても町道でない部分があると。例えば知ったかぶりしますと、クボタから345号に抜けるところ、あそこは結構車通りますが、町道ではないはずですので。ただ、あそこに下水の管も入っているはずで。そういう部分について、ちょっと余計なこと申し上げましたが、先ほど道路の補修については非常にパトロールしてやってもらっているのだなということを感じたところです。

それで、今の草刈りのことで若干触れますが、実は先日町政座談会の報告書議員のほうにも配られたわけですので、それをずっと読んでいましたら、私は出席しなかった遊佐の会場のほうで、下野沢からクボタの間の県道ですか、あの防雪柵のところ、私も車で来るときかなり草あるなと思って行ったのですが、実はその要望もあったようでございました。その答弁にも書いてありますが、これは恐らく太田課長が答

弁したのだと思います。そんな中で、県道であってもやはり住民の安全、町民の安全からいくとやっぱり町で対応せざるを得ないといえますか、その辺があったかとは思いますが。これは単なる自分の推測ですが、これについてちょっとここで今止まって課長に確認したいと思いますが、このクボタのところの草刈りは町のほうで実施をされたのかどうか。

委員長（齋藤 武君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

今ご質問いただきました県道の部分ですけれども、地域からこの座談会するとき、最近です、また要望がございまして、県のほうにもお願いしたところですが、県のほうでもやはりすぐ対応できないということがございましたので、通学路ということで町のほうで対応させていただいた、道路作業員さんのほうから対応いただいたところがあります。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） もう一つは、野沢の橋のところから県道の交差点のスーパー農道、あそこの歩道もかなり草ぼうぼうで、最近あそこも草刈られている状況はあるようです。

ということで、草のことばかりお話しして申し訳ございませんが、若干ここで草のことについて申し上げたいと思いますが、草というか、表現は悪いのですけれども、草刈りを徹底しないとやっぱり環境的にいろいろあるものですから。実は私も前職で圃場整備を担当していた経過があります。そんな中で、やはり終わった後の維持管理、この農作業上の草ぼうぼうのところをどうして管理するのかというのが当時やはり新しい圃場になってから問題になりました。あのパイプライン、用水はパイプに入って下に入っていますので。ただ、排水路の草、当然隣地については耕作者が刈るのですが、町道沿いの草とかそういうものが非常に当時問題になりました。正直言えば隣接しているところは農家の方刈るのですが、幹線的な水路、例えば下当から升川へ抜けるところとか、あともう一つは上長橋の信号からツルハを通して岡田までの幹線的な水路、ああいうものについては地区で管理するようなことになっております。ただ、当時町道ののり面と排水路ののり面であれば排水路だけ自分らが刈ればいいのかということいろいろ申し上げました。ただ、当時から、今もそうですが、町のほうから圃場整備で1割、10%負担ちょうど始まった頃でありましたので、今のところは町道に隣接する草刈りについてはまず農家の皆さんが1年の防虫、虫の被害を防ぐ意味合いから刈っていただいているというようなことを、ちょっとまたここでも余計なこと言いましたが、申し上げておきたいと思います。

それで、ちょっとここで申し上げますと、先日7月の12日の新聞見ますと、7月11日の日に庄内自然エネルギー発電基金協議会という会議に町長出席されて、丸山市長と、あとちょっと会長さんというか、女性の方が写っておりました。それで、今回1,390万円ほど酒田と遊佐のほうでいただく。いただくというのは、助成をいただくということのようでしたが、遊佐町については草刈り作業の省力化に向けてトラクターの購入補助に助成をするというようなことでもございました。さっきは農地水でもトラクターの後ろにバリカンみたいなものつけて刈っていることもあります。基本的にあれば農地水のほうからその経費をいただいて実施をしているのかなとちょっと自分なりの理解をしております。ただ、いろいろこの草刈りの

要望しますと、やはり、はい、分かりましたと町のほうで受け始めますと町の負担が膨らむ一方でございます。あまり軽率に対応すべきではないとは自分なりに思っております。

それで、これもあくまでも提案ではございませんので、私の独り言だと思って決算で聞いていただきたいと思いますが、やはり地域のボランティア的な登録的なものを来年以降といいますか、今後あってもいいのかなと思います。河川のほうでもアダプト事業ということで平成14年頃からやって、あくまでも地域の人方が地域を守るためにやっているという事業もありますので、そんなことからやはり金ではなくてボランティアで草刈り等をやってもらうようなこともあっていいのかなと、そのように思います。

これはまた自分なりのこと申し上げます。実は先日、8月の15日のお知らせ号に、この間3番委員も質問されておりましたが、町道のほうに出ている木ですか、枝の話がされておりましたが、実は私ごとですが、中山の桜堤から東山へ抜けるいろは坂みたいなのがあります。あれが二、三年前1度行ったら相手からスリップされて、あと寸前でぶつかるようなことがありました。というのは、杉の葉っぱが落ちて、それでスリップして私のところに向かってきたということがあります。それを考えたものですから、土木係のほうに了解を得ましてトラクターで除去をして、去年と今年やってみました。そうしたら非常に波及効果がありまして、きれいにしたらそこに出ていた枝をその所有者が切ってくれているという状況もあるようです。

では、もう一点言いますと、過去にも一般質問しましたが、箕輪のカーブのところバスが通れなかったことあったのですが、それもしたらその地権者の方が枝を切ってくれたという事実がありますので、例えばそういうボランティア的な行動をすれば誰かがそれに反応する方もいらっしゃると思いますので、ちょっと余計なことを何回も申し上げますが、今後一つの検討にしていきたいと、そのように思います。

それで、地域生活課長にもう一点申し上げますと、もう一項目質問します。ページ数からいきますと74ページになります。8款の土木費のところの委託料のところ都市計画マスタープラン策定業務委託がござります。予算が840万円に対して、決算が792万円。これについて委託先並びに予算的なものも含めて、これは例えば20年、今回18年目で見直しをしたというホームページでも記載がありましたが、これについてお尋ねしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。都市計画の今のお問合せの前に、前段のお話もありましたので、若干お話もさせていただきたいと思っております。

まずですけれども、農地に接する、いわゆる田んぼとかに接するような町道、農道、路肩、路面の草刈り等について、常日頃から農家の皆さんが非常にご尽力いただいて、ご協力いただいているという状況、それによって道路維持管理できているという状況は非常にありがたいというふうに認識しているところがあります。

また、前段のほうで出ました本課の道路作業につきましては、基本的に道路の穴埋めですとか動物の死骸の回収等、それに加えまして町が、地域生活課が管理する公園の草刈り、ほかに緊急性があれば道路の、町道沿いですとか、先ほどもお話あったような道路にかぶさっているような場合、非常に危険だという場合は県道も併せて道路作業員の方から草刈り等も行っている状況ではあります。

委員のほうから提案ありましたボランティア等々の関連でありますけれども、今後農家の皆さんも減少していくということも十分考えられる話ですし、当然道路管理安全性を優先するべきものではございますが、予算の関係もございますので、今後いろいろ検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

ご質問の都市計画マスタープランの関係であります、委託先については協和コンサルタンツというコンサル会社のほうに委託をさせてもらっていたところであります。今回18年ぶりということで見直しでしたが、今回の計画は皆さん全協等でも説明をさせていただいておりますけれども、20年を見据えた計画ということで策定をさせていただいたものでございます。

以上であります。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。今、全協で説明あったということですが、ちょっと私そこ失念していたようで、ちょっと記憶になかったものですから、あえて質問させていただきました。

もう一つ、この都市計画区域、遊佐町内ですと遊佐と吹浦と西遊佐、これが対象になっているようでございます。それで、町のホームページのほうから見ますと、遊佐地区、それから吹浦地区、西遊佐地区、特に西遊佐地区の目標は「いつまでも笑って暮らせるまちづくり 「ほっ」とするまち 西遊佐」とか、それなりに目標を立てているようでございます。先ほどコンサルタントのほうで進めたということでしたが、この3地区との調整といいますか、その辺の調査についてどのように進められたのかお伺いしたいと思います。

委員長（齋藤 武君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

今回、遊佐地区、吹浦地区、西遊佐地区、3地区ということでありましたが、まず各地区ごとに1,200名の無作為のアンケートを実施したところであります。加えて、3地区それぞれで町が主体となりましてワークショップを開催しております。そのワークショップにつきましては、各まちづくりセンターのほうに参加者の選任もお願いをして、日程調整等々も含めてお願いをしてワークショップも行ったというところでございます。詳しくは先ほどもお話ししましたけれども、遊佐町都市計画マスタープラン、75ページ以降に詳細書いてありますので、ぜひデータで入っておりますので、御覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） では、後ほど確認をさせていただきます。

それでは、地域生活課のほうこれで終わりました、教育課のほうに最後質問させていただきます。项目的には、給食に関するところでございます。ちょっとピックアップをして、10款の教育費、保健体育費、学校保健費、委託料のところ、95ページになります。そこに中学校給食業務民間委託ということで、決算額が1,265万円でございます。それで、自分なりに過去の決算書見ますと、平成30年が1,026万円、それで令和元年度で272万5,000円がプラスになっておりました。それで、令和2年度も令和元年度に比較して131万5,000円プラスになって1,530万円。今回1,265万円ですが、令和元年度の決算額とほぼ横並びのようでござ

います。私は一定額が続くのかなと認識しておったのですが、この4年間の経過を見た場合、増減があるものですから、この増減の背景がどういふことがあるのか質問したいと思います。

委員長（齋藤 武君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

中学校給食業務民間委託料でございますが、まず町の学校給食の強みであります自校給食で食育、それから地産地消の推進ということで進めているわけでございますけれども、中学校分は中学校に在籍の学校栄養士が毎月工夫をした献立を作成しているところでございます。その調理業務における中学校給食業務委託料ということでございますが、令和元年度からの増減を決算で申し上げますと、元年度から2年度にかけては調理員の人数は変わっていないのですけれども、県の最低賃金の増ということに準じて人件費、それに伴う保険料の増があり、増額となっております。また、令和2年度から3年度においても増減がありますけれども、これは2年度に県の衛生指導というものが毎年実施されておまして、その指導に基づいて食数に応じた人員体制という点で調理員のほうを1名減とした経過がございますので、しっかりと提供時間を守る、アレルギー対応等も勘案しながらの必要な体制にしたところでございますけれども、その人員減による減ということで、このような背景で増減がございました。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） ちょっと子供らの人数等に関係すると思っておりましたが、基本的には国や県の通達、それから勤労の環境的なものがあっての内容でございます。それなりに理解をしました。

それで、最後に教育長のほうにちょっと質問をさせていただきますが、実は私先日の日曜日、鶴岡のほうに遊びに行ったわけではないのですが、鶴岡市が給食の発祥の地だということでそのお寺さんのところの石碑を見ながら、もう一つは鶴岡の給食センターの佐藤守さんという方のお話をちょっと1時間程度聞く機会がありました。私も調べました。私が昭和28年生まれですが、29年から学校給食法というのとはできるようで、年は言いませんが、70に近い状況にあると思っておりますが、それで鶴岡の場合ですと各校ではなくて一括して作っているというようなことであって、まして2014年にユネスコ食文化創造都市に認定をしたということで、最近はやりのSDGs、それにもいろいろあるということで、独自のものを取り組みをしておりました。

ちょっと3点ほど申し上げますと、特色のある給食の提供ということでした。例えばここで申し上げますと、よくここででござい様と申します、大黒様。その日については赤飯とか、いろいろなそれを給食として出しているというような例でございまして、郷土食を通して歴史を感じてもらおうというような目的もあったようでした。あともう一つは、本町でもやっております地産地消の推進と。資料見ますれば、鶴岡の場合、野菜の使用率は地元50%のものを使うと。それから、魚介類については30%を目標に、鶴岡いっぱいウィークとかという何か名前をつけてやっているようでした。あともう一つは、地産地消に関します生産者との給食の交流会もやっているというところが紹介されておりました。

それで、うちの給食、中学校の給食も先ほど決算のことお聞きしましたが、やはり私も食というのは人生で最も大切なものであると考えております。実は去年でしたけれども、高瀬小学校に呼ばれてまして、うちのほうでやっています伝統行事のやさら人形というものを聞きたいということで、中山の区長会長さん

と樽川は私のほうで行っていろいろ説明をしたことがございました。その際、やさら人形って何でやさらと言うのですかと言われて返答に困りましたが、8つの皿におかずを盛って、それでそれを唱和してやるというようなこと言いましたら、へえ、見てみたいということ言われまして、いや、見せるものでもないですよと言った覚えもありますが、非常にその際も子供だから食べ物に関して非常に興味を持ったというのちょっと自分なりに記憶しております。

ちょっとその辺で教員の長い経験のある教育長に聞きますが、学習指導要領ですか、その辺に食文化というか、その辺の何か指導の項目ってあるものなののでしょうか。ちょっと一般質問的な質問になって申し訳ないのですが。

委員長（齋藤 武君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） では、お答えを申し上げます。

まず初めに、私も食はとても大切だというふうに思っております。体育教員でもありまして、非常に食は体をつくるということもありますので、まず今委員がおっしゃられた食は大切だと、私も同感でございます。また、遊佐町に赴任される先生方にいろいろ感想を聞きますと、まずこの給食がおいしいということが、ほとんどの先生が異口同音に出てまいります。やっぱり水がいいからだの、米がおいしいの、あと食材も豊富なのだろうなというふうな、そういうふうな話がよく出るということを承知いたしております。最近ではコロナ禍ということで、山形県というよりは全国的に子ども食堂や、または食はやっぱり子供を笑顔にするのだというふうな、そういう食の大切さもやはり全国で、テレビで、あるいはいろんな報道番組で言われております。先ほど3点ありましたが、特色ある給食の提供、でございまして、12月8日ですけれども、そのところとか、あるいは地産地消または生産者との給食交流会、最近給食交流会はコロナでできないというふうに承知をしておりますが、この辺も遊佐町でも私が中学校に赴任していた当時もこのような特色、特に1番と2番はやられていたのかなというふうに承知をしております。

さて、学習指導要領に食のカリキュラムあるのかということについてですけれども、実際学習指導要領改訂に伴いまして、食育の重要性が位置づけられております。カリキュラムにございます。例えば学習指導要領に「食」という文言は「衣」、「食」、「住」、この関連した言葉で明記、記載されております。カリキュラムというのは、子供の発達段階に応じて取り組む教育課程というふうに承知しております。町内各小学校では、指導要領では小中学校とも家庭科に位置づけられているというふうになります。小学校は、食事の役割、調理の基礎、栄養を考えた食事、中学校では、食事の役割と中学生の栄養、中学生に必要な栄養を満たす食事、日常食の調理と地域の食文化というふうにございます。これらを受けて、遊佐町内各小中学校では、各校で食育推進計画及び食に関する指導の全体計画を作成しております。心を育む学校給食週間というのが、小学校では10月から12月にかけて行われているようです。その中で、調理員さんや野菜生産者の方々に向けて、全校児童から給食ありがとうカードというのがございます。これを贈呈しまして、毎日何気なく食べている給食や食材の在り方を実感させる活動となっておりますというふうに承知をしております。

また、先週一般質問でお答えした中にもありますが、今年度から文化係を中心に「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業というのが今年度発券する予定です。それにつきましても、鳥海山の恵みを生かした季節の料理がありますので、その辺りも今後学校の教育の中でどのように活用できるか模索してまいり

たいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（齋藤 武君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） もう一分切りましたが、先ほど1つだけ申し上げますと、ここでうどんにあんかけをして食べるものがあると思います。高畠のある高校の非常勤講師をされている女性と話ししてましたらその話題になって、食べてみたいと言われたのですが、当然作れませんので、これも独自の食材なのかなと、そう思って聞いておりました。時間も来てしまいました。ここで何か途中で切れてしまった質問になりましたが、私の質問はこれで終わります。

委員長（齋藤 武君） これで7番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

明日9月16日午前10時まで延会いたします。

（午後3時18分）